

1 防災組織に関する資料

1-1 防災関係機関一覧

1 指定行政機関・指定地方行政機関

機関名		郵便番号	所在地	電話番号
総務省 消防庁	応急対策室	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03(5253)7527
	(宿直室)			03(5253)7553
関東農政局 千葉地域センター		263-0021	千葉市稲毛区轟町 5-1-4	043(251)8307
農林水産省生産局農産部貿易業務課(米穀業務班担当)			TEL 03-6744-1354 FAX 03-6744-1390	
東京管区气象台 銚子地方气象台防災業務課		288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479(23)7705
第三管区海上保安本部 銚子海上保安部警備救難課		288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479(22)1359
関東東北産業保安監督部		330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1	048(600)0433
千葉労働局安全衛生課		260-8612	千葉市中央区 4-11-1	043(221)4312

2 指定公共機関

機関名		郵便番号	所在地	電話番号
郵便事業(株)・郵便局(株) 長生郵便局		299-4336	長生村岩沼 823	0475(32)1100
郵便事業(株)・郵便局(株) 一松郵便局		299-4325	長生村一松丙 1206	0475(32)2100
東日本旅客鉄道株式会社 八積駅		299-4336	長生村岩沼 822	0475(32)2107
東日本電信電話株式会社 千葉支店災害対策室		261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043(211)8652
(株)エヌ・ティ・ティドコモ 千葉支店		260-8540	千葉市中央区新町 1000	043(301)0500
KDDI(株) 運用本部運用管理部		163-8003	新宿区西新宿 2-3-2	03(3347)6633
東京電力(株) 千葉支店	木更津支社	292-8522	木更津市貝淵 3-13-40	
	茂原センター	297-0024	茂原市八千代 2-3-1	0120(99)5551
	千葉カスタマーセンター			0120(99)5552
日本赤十字社 千葉県支部救護福祉課		260-8509	千葉市中央区千葉港 5-7	043(241)7531
日本放送協会 千葉放送局企画総務		260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043(203)0597
日本通運(株) 千葉支店		260-0834	千葉市中央区今井 1-14-22	043(226)7600

3 指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
社団法人千葉県医師会事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港 7-1	043(242)4271
社団法人千葉県歯科医師会事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043(241)6471
社団法人千葉県薬剤師会事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港 7-1	043(242)3801
千葉テレビ放送(株) 報道製作局報道部	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043(231)3111
(株)ニッポン放送 編成局編成部	100-0006	千代田区有楽町 1-9-3	03(3287)1111
大多喜ガス(株) 供給部供給管理課	297-8567	茂原市茂原 661	0475(24)8157
千葉県道路公社建設部工務課	260-0013	千葉市中央区中央 2—5-1	043(222)8161
(株)バイエフエム総務部	260-8625	千葉市中央区中央 1-11-1	043-227-7878
社団法人 千葉県トラック協会 事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	043(247)1131
社団法人 千葉県バス協会事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-2	043(246)8151
社団法人千葉県 エルピーガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043(246)1725

4 千葉県

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県庁(危機管理課)	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043(223)2175
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475(22)1711
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(22)5167
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(25)1141
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(24)4521
教育庁東上総教育事務所	297-0024	茂原市八千代 2-10	0475(23)8125

5 警察

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475(22)0110

6 消防

名称	郵便番号	所在地	電話番号
長生郡市広域市町村圏組合 消防本部	297-0026	茂原市茂原 598	0475(24)0119

7 上水道

名称	郵便番号	所在地	電話番号
長生郡市広域市町村圏組合 水道部	297-0029	茂原市高師 3 9 5 - 2	0475(23)9481

1-2 自衛隊（緊急の場合の通報先）

部隊名 (駐とん地等名)	連絡責任者		電話番号 ()内は時間外	県防災 行政無線	
	時間内 (8:00~17:00)	時間外			
陸上自衛隊	高射学校 (下志津)	企画副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 313~314(302)	500-9631 当)500-9633
	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236(302)	632-721 当)632-725
	第1ヘリコプター団本部 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-724
	需品学校企画室 (松戸)	企画副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)	636-721 当)636-723
海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723
	第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	郡 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213(222)	634-721
航空自衛隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303(225)	638-721 当)638-724
	第44警戒隊 (峯岡山)	総括班		0470-46-3001 内線 202(410)	
	第1高射群 (習志野)	第1高射隊		047-466-2141 内線 405(417)	

1-3 自主防災組織

No.	名称	対象地区	加入世帯	設立年月日
1	尼ヶ台南部地区自主防災会	宮成・本郷・岩沼飛地	41	平成20年3月16日
2	七井土自治会自主防災会	七井土	400	平成20年4月1日
3	下村自治会自主防災会	下村	47	平成22年5月1日
4	新田自治会自主防災会	新田	97	平成24年6月29日
5	昭和自治会自主防災会	昭和	69	平成24年7月8日
6	曾根自主防災組織	曾根	78	平成24年9月12日
7	入山津自治会自主防災会	入山津	79	平成25年1月1日
8	信友自治会自主防災組織	信友	222	平成25年4月1日
9	城之内自主防災組織	城之内	50	平成25年10月7日

注：加入世帯は設立時

2 通信に関する資料

2-1 防災行政無線局

1 固定系親局

呼出名称	ぼうさいちょうせい
電波の型式(周波数)	F 2 D・F 3 E (69.165MHz) D 7 W (62.825MHz)
空中線電力	0.5W
設置場所	長生村本郷 1-77 長生村役場

2 固定系子局

子局番号	名称	設置場所
1	中瀬排水機場	長生村一松丙 4443-84
2	北中瀬集会所跡	長生村一松丙 3988-1
3	竜宮台農村協同館前	長生村一松丙 2525-1
4	大根青年館	長生村一松丁 1465-1
5	一松駐在所	長生村一松丁 2447-26
6	一松砂畑(東間宅脇)	長生村一松戊 3196-1
7	一松驚海水浴場入口	長生村一松戊 3454-21
8	水口青年館脇	長生村水口 1382
9	入山津八幡神社	長生村一松戊 2876
10	高谷原公民館	長生村本郷 4682
11	鈴賀神社	長生村一松戊 389-1
12	一松小学校	長生村一松丁 573
13	一松神社	長生村一松丙 917
14	信友集落センター	長生村信友 753-1
15	多門寺脇	長生村宮成 1034
16	高根小学校	長生村本郷 1297
17	新屋敷公民館	長生村本郷 3136
18	中之郷自治会館	長生村中之郷 1428-2
19	市ヶ谷交差点脇	長生村本郷 5366-54
20	長生中学校	長生村岩沼 1634
21	中央公民館前	長生村岩沼 1472
22	八積保育所	長生村金田 2727
23	八積小学校	長生村金田 2660-1
24	七井土青年館	長生村七井土 1878-2
25	長生農協本所	長生村七井土 1452
26	藪塚球技場	長生村藪塚 771-1
27	海神社	長生村一松戊 3093

戸別受信機	村内一円
-------	------

3 移動系無線局

課名	種類	設置場所		呼出名称
総務課	基地局	役場2階放送室		ぼうさいちょうせい 900
	携帯型	総務課		ちょうせい101~105

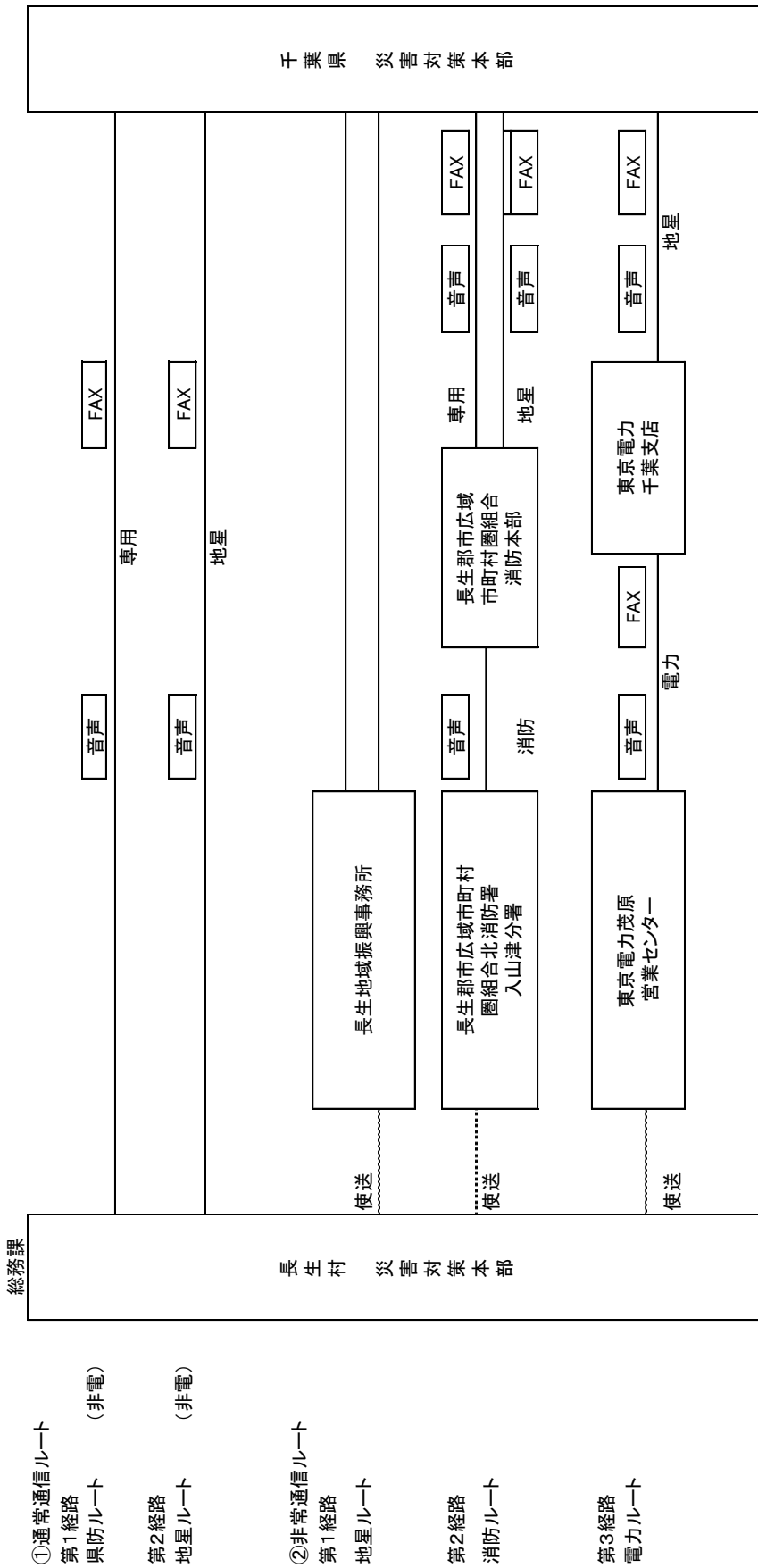
3 MCA無線局

課名	種類	設置場所		呼出名称
総務課	固定型	総務課		999
	携帯型	総務課		101~113
	携帯型	文化会館		114
	携帯型	保健センター		115
	携帯型	福祉センター		116
	携帯型	長生中学校		117
	携帯型	八積小学校		118
	携帯型	高根小学校		119
	携帯型	一松小学校		120

2-2 災害時優先電話

住所	施設名	電話番号
長生村本郷 1-77	長生村役場	0475-32-2442
長生村本郷 1-77	長生村役場	0475-32-2589
長生村本郷 1-77	長生村役場	0475-32-2654
長生村岩沼 1634	長生中学校	0475-32-2163
長生村金田 2660-1	八積小学校	0475-32-1101
長生村金田 2727	八積保育所	0475-32-1107
長生村本郷 1297	高根小学校	0475-32-1103
長生村本郷 6937	高根保育所	0475-32-2109
長生村一松丁 530-1	一松保育所	0475-32-1106
長生村一松丁 573	一松小学校	0475-32-1102

2-3 非常通信ルート



3 消防に関する資料

3-1 消防団員

	本部	第1分団	第2分団	第3分団	合計
支団長	1				1
副支団長	1				1
支団本部長	1				1
分団長		1	1	1	3
副分団長		1	1	1	3
部長		5	5	5	15
団員		45	45	55	145
合計	3	52	52	62	169

3-2 消防水利

地区 班 種別	八積（1分団）					高根（2分団）					一松（3分団）					合計
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
貯水槽	13	11	21	9	10	7	9	12	13	8	11	8	3	8	9	152
消火栓	88					73					64					225
河川	1					1										2
沼	1	1				1	1	1	1							6

3-3 消防機械

所属	種別	可搬積載車	小型消防ポンプ
第6支団		15	15
役場		1	1
計		16	16

3-4 業態別防火対象物

(平成20年10月1日現在)

消防法施行令別表第1項目別			対象物数
区分	業態		
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	5
	ロ	公会堂、集会場	
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	4
	ロ	遊技場、ダンスホール	
3項	イ	待合、料理店等	4
	ロ	飲食店	
4項		百貨店、マーケット等	18

5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	19
	□	寄宿舍、下宿、共同住宅	3
6 項	イ	病院、診療所、助産所	2
	□	老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設	10
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	
7 項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	20
8 項		図書館、博物館、美術館等	
9 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	
	□	公衆浴場	
10 項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	
11 項		神社、寺院、教会等	2
12 項	イ	工場、作業場	27
	□	映画スタジオ、テレビスタジオ	
13 項	イ	自動車車庫、駐車場	
	□	飛行機、回転翼航空機の格納庫	
14 項		倉庫	20
15 項		前各項に該当しない事業場	18
16 項	イ	複合用途防火対象物（1 項～4 項、5 項イ、6 項、9 項イ）	6
	□	イ以外の複合用途防火対象物	2
16 の 2 項		地下街	
16 の 3 項		準地下街	
17 項		重要文化財、重要有形民俗文化財等	
18 項		延長 50m 以上のアーケード	
19 項		市町村長の指定する山林	
20 項		総務省令で定める舟車	
合計			160

3-5 危険物施設

取扱所名	設置場所	電話番号	区分							
			製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般貯蔵所
合同資源産業(株)	七井土 1365	32-1111	2	2	1	1				1
千葉県農業総合研究センター	水口 17-5	32-3377		1						
双葉電子工業(株)	藪塚 1080	21-1111		6	1					
紀元製作所(株)	藪塚 1027-6	32-3881		1						
門倉商店(株)	七井土 1983	32-1321			1	1	2			1
南総コンクリート(株)	七井土 1784	32-2135			1					
長生農業協同組合ライスセンター	本郷 1-25	32-3330			1					
妙中鉱業(株)	藪塚 1102-1	24-0140			2					
長生第一排水機場	一松丙 4443-84	32-0110				1				
(有)峰島商店	七井土 1514	32-1762				1	1		1	1
(有)井下田商店	七井土 1372	32-2223				1		1	1	1
長生村福祉センター	本郷 1-77	32-3391				1				
モーターパール	七井土 1469	32-2900				1				
長生村文化会館	岩沼 2119	32-5100				1				
古山商店	一松戊 482	32-3009							1	1
深山石油	驚 434-2	32-3064							1	
関東福山運輸(株)	藪塚 1027-7	32-1155							1	
佐藤石油	本郷 7352	32-5511							1	
一宮宇部コンクリート(株)	一松乙 1746	32-3711							1	
(株)ジャパンエナジー	金田 3107	30-1862							1	
細谷商店(株)	一松丙 4164-1	32-1122								1
(株)コメリ長生店	金田 3108-1	30-0221								1
社会福祉法人 愛の友協会	金田 2133	32-2587			1					
ネモト運送(有)	岩沼 803	0120-823-111							1	
(有)スリーファイブ	本郷 5243-1	32-3047			1					

4 避難収容に関する資料

4-1 津波一次避難場所

NO	施設名	所在地	標高
1	スパ&リゾート九十九里 太陽の里（屋上）	一松3445	13.0m
	スパ&リゾート九十九里 太陽の里（3階）	一松海水浴場入口	10.0m
2	一松小学校 屋上	一松丁573	11.5m
	一松小学校 2階		7.8m
3	高根小学校 2階	本郷1297	8.2m
4	八積小学校 3階	金田2660	14.2m
	八積小学校 2階		10.4m
5	長生中学校 3階	岩沼1634	14.7m
	長生中学校 2階		10.9m
6	長生村文化会館 2階	岩沼2119	11.1m
7	長生村役場 3階	本郷1-77	14.8m
	長生村役場 2階		11.1m
8	長生村保健センター 2階	本郷1-77	10.3m
9	長生村総合福祉センター 2階	本郷1-77	10.3m
10	長生村ニヶ谷総合公園	本郷5336-1	6.0m
11	合同資源産業（株）千葉事業所	七井土1365	7.5m

4-2 災害時に避難可能な公共施設

番号	施設名	所在地	収容地区	収容可能人員（人）	利用可能面積（㎡）	一人当たり面積（㎡/人）
1	長生村文化会館	岩沼2199	村内全域	145	291	2.0
2	長生中学校	岩沼1634	村内全域	1,072	2,145	2.0
3	長生村ニヶ谷総合公園	本郷5366-1	村内全域	105	211	2.0
4	八積小学校	金田2660	八積地区	1,003	2,007	2.0
5	一松小学校	一松丁573	一松地区	468	937	2.0
6	高根小学校	本郷1297	高根地区 一松地区の一部	833	1,666	2.0
7	長生村総合福祉センター	本郷1-77	福祉避難所	—	—	—
8	長生村保健センター	本郷1-77	福祉避難所	—	—	—
	計			2,663	5,270	

※利用可能面積には、体育館・教室・ホール等を含むものとする。

4-3 福祉避難所

名称	所在地	電話番号	面積（㎡）	ベッド数
長生村総合福祉センター	本郷1-77	0475-32-3391	921	5
長生村保健センター	本郷1-77	0475-32-6800	597	—
長生村文化会館	岩沼2119	0475-32-5100	291	（和室あり）

4-4 長生村避難行動要支援者避難支援計画

1 目的

この計画は、長生村地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における要支援者の避難の支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。

2 要支援者の範囲

要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

- (1) 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (2) 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度が(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1及びAの2の者
- (3) 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (4) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (5) 一人暮らしの高齢者
- (6) 高齢者のみの世帯
- (7) その他村長が必要と認める者

3 要支援者登録制度

- (1) 前項の要支援者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望するものは、避難行動要支援者登録申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、村長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。
- (2) 前号の場合において、当該個人情報をも村が自治会長等の関係機関等に提供することを承諾しない者は、申請書を提出する際に、その旨を申し出るものとする。
- (3) 前各号の規定による申請書の作成及び提出については、該当する地区の民生委員に依頼して行うものとする。
- (4) 村長は、次に定めるところにより、避難行動要支援者の登録を行うものとする。
 - ア 第2号の規定による申出を行わなかった者の登録避難行動要支援者登録台帳（個人情報提供承諾者）（別記第2号様式の1）に登録する。
 - イ 第2号の規定による申出を行った者の登録避難行動要支援者登録台帳（個人情報提供不承諾者）（別記第2号様式の2）に登録する。

4 要支援者の避難支援者

- (1) 要支援者ごとに避難支援者として、民生委員、近隣住民、自治会長、ボランティア等の内、同意を得たもの3名を指定するものとする。
- (2) 避難支援者は、避難に関する発令があった場合は、その情報を要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、地域防災計画に定めるところにより、避難誘導等の支援を行う。

5 避難場所の指定

- (1) 要支援者用の避難場所として、福祉センター、保健センター、中央公民館、文化会館、ふれあい館

等を確保し、個別状況にあった避難場所を選定する。

(2) 要支援者の状態に応じて、社会福祉施設等への緊急入所等ができるよう体制を整備する。

6 要支援者支援班の設置

福祉関係部局（福祉課、健康推進課、住民課、社会福祉協議会）を中心に「避難行動要支援者支援班」を設け、要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

避難行動要支援者登録申請書

年 月 日

長生村長様

私は、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。

氏名 _____ 印

私が届け出た下記の個人情報と作成された私の個別支援計画が、災害時の避難支援や情報提供、安否確認のため、村の関係部署や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、避難支援者、消防団、警察に提供されることに（同意します・同意しません）

自治会名		民生委員		電話 FAX	
避難行動要支援者	高齢要介護者 その他（		独居高齢者	障害者 ）	
住所	長生村			電話	
フリガナ				生年 月日	年 月 日
氏名	男・女				
緊急時の家族等の連絡先					
氏名		続柄		住所	電話
氏名		続柄		住所	電話
氏名		続柄		住所	電話
家族構成・同居状況等				居住建造物の構造	
				普段いる部屋	
				寝室の位置	
特記事項（必要な支援の内容・かかりつけ医等） （車いす・透析・インスリン・酸素・その他（ ））					
緊急通報システム	有・無		防災行政無線戸別受信機		有・無

個別支援計画

避難支援者							
氏名		続柄		住所		電話	
氏名		続柄		住所		電話	
氏名		続柄		住所		電話	
情報伝達の流れ							
情報伝達での留意事							
避難誘導時の留意事項							
避難先での留意事項							
避難場所							
連絡先							
長生村役場福祉課		0 4 7 5 — 3 2 — 2 1 1 2					

別記第2号様式の1

避難行動要支援者登録台帳（個人情報提供承諾者）

番号	氏名	フリガナ (半角)	性別	生年月日	年齢	区分	住所	自治会名	避難場所	電話番号	個別 計画	避難 確認
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												

別記第2号様式の1

避難行動要支援者登録台帳（個人情報提供不承諾者）

番号	氏名	フリガナ (半角)	性別	生年月日	年齢	区分	住所	自治会名	避難場所	電話番号	個別 計画	避難 確認
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

5 政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続き

平成 23 年 9 月 24 日

災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に関する手続きについては、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第 1 報）

- ① 都道府県は、市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断された場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ② 市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、都道府県に連絡することとし、都道府県は、①により生産局（担当者）に連絡する。

(2) 要請の送付

都道府県は、(1)の①の電話連絡後、速やかに別紙 2 の要請書を生産局長に郵送により提出する。

2 災害救助用米穀の供給に係る調整

生産局は、1 の要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3 売買契約の締結

- (1) 生産局は、2 の調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を都道府県に 2 部送付する。
- (2) 都道府県は、送付された売買契約書の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送する。
- (3) 生産局は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1 部を都道府県に送付する。
- (4) 生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

4 災害救助米穀の引渡し

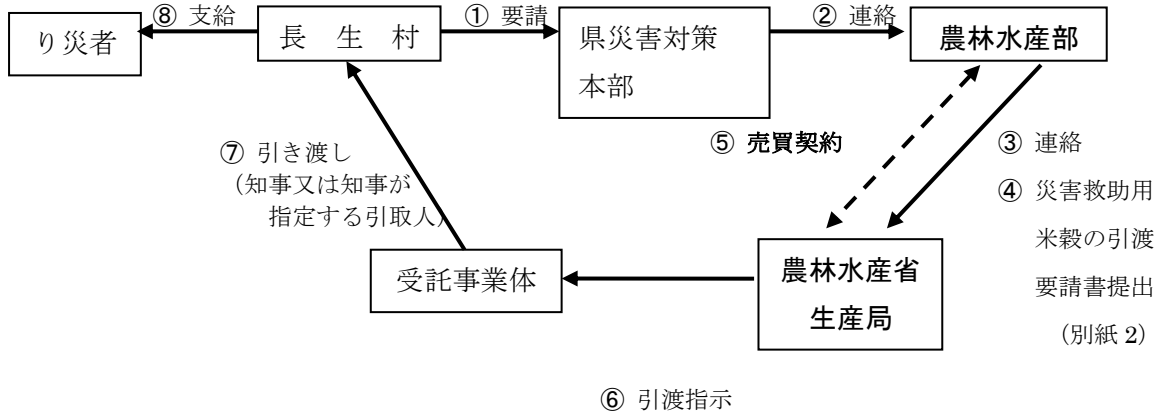
生産局から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、都道府県に政府所有米穀を引き渡す。

5 災害救助米穀の販売代金の納付

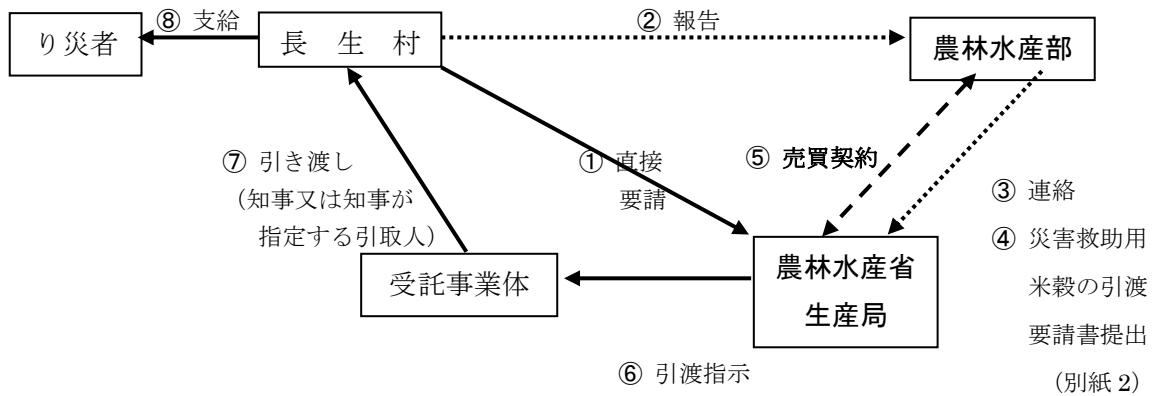
都道府県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付する。なお、納付期限は、要領に基づき、納入告知書の発行日から、30 日以内又は 3 か月以内とする。

<政府所有米穀の受渡し系統図>

(1) 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



(2) 交通通信が途絶し孤立した場合



【別紙2】

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

6 医療救護に関する資料

6-1 村内の医療機関

施設名	所在地	電話	診療科目
長生診療所	一松 1281-1	32-3303	内、呼、消、循
長生八積医院	金田 2583	32-3282	内、小、胃
津谷クリニック	宮成 2947-6	32-5645	内、循、小、リ
石塚整骨院	信友 1949-7	32-6130	鍼、灸
木島歯科医院	一松驚 759	32-0887	歯
七井土歯科クリニック	七井土 1532-5	32-2488	歯
古山歯科医院	岩沼 2578	32-0010	歯
ながの歯科医院	本郷 1-148	32-7878	歯

6-2 救急指定病院

施設名	所在地	電話	診療科目	病床数
公立長生病院	茂原市本納 2777	34-2121	内科・神経科・外科・整形外科・産婦人科・小児科・皮膚科・眼科・脳神経外科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・消化器科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科	180
医療法人社団 上総会山之内病院	茂原市町保 3	25-1131	内科・外科・小児科・整形外科・神経内科・呼吸器科・循環器科・泌尿器科・婦人科・胃腸科・リハビリテーション科	142
医療法人社団 貴志会菅原病院	茂原市高師町 2-2-1	25-1171	内科・呼吸器科・消化器科・小児科・外科・整形外科・リハビリテーション科・歯科・歯科口腔外科	62
医療法人社団 正朋会穴倉病院	茂原市高師 687	24-2171	内科・消化器科・外科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・乳腺外科・リハビリテーション科	54
医療法人 SHIODA 塩田記念病院	長柄町国府里 550-1	35-0099	脳神経外科・外科・内科・リハビリテーション科・放射線科・耳鼻咽喉科・整形外科・神経内科・循環器内科・婦人科・泌尿器科・麻酔科・ペインクリニック科	102
医療法人社団 東光会茂原中央病院	茂原市下永吉 796	24-1191	内科・神経内科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・皮膚科・外科・泌尿器科	165

7 清掃に関する資料

7-1 ごみ及びし尿処理場

施設名	所在地	処理能力	配置人員	備考
環境衛生センターごみ処理場	長生村藪塚 1115-1	225 t	16	ごみ
長生郡市広域市町村圏組合し尿処理工場	長生村藪塚 1115-1	122kl	9	し尿
一般廃棄物最終処分場エコパーク長生	茂原市大沢 1447-1	55 m ³ /日		最終処分
長生浄化センター	長生村一松丙 4428-79	1960 m ³	5	し尿

8 遺体の処置等に関する資料

8-1 災害時遺体収容施設

施設名	所在地	管理者	電話
長生村体育館	長生村岩沼 1701	村長	32-1144

8-2 火葬場

施設名	所在地	規模(基)	電話
一宮町外4町村火葬組合一宮聖苑	一宮町一宮 7459-4	3	42-2111
長生郡市広域市町村圏組合長南聖苑	長南町報恩寺 579	5	46-3325

9 輸送に関する資料

9-1 臨時ヘリポート

離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署から	避難所との競合
	地名・番地	座標		巾×長さ(m)	区分		
長生村尼ヶ台 総合公園	本郷 5366	N : 35,25,02 E : 140,20,32	村	100×70	中	5,000m	避難施設 と隣接
長生中学校	岩沼 1634	N : 35,24,22 E : 140,21,00	村教育委員会	70×120	中	4,000m	広域(一時) 避難場所
八積小学校	金田 2660	N : 35,23,17 E : 140,20,51	村教育委員会	100×60	中	5,100m	広域(一時) 避難場所
高根小学校	本郷 1297	N : 35,24,47 E : 140,21,53	村教育委員会	80×60	中	2,600m	広域(一時) 避難場所
一松小学校	一松丁 573	N : 35,24,04 E : 140,22,26	村教育委員会	70×60	中	2,400m	広域(一時) 避難場所

10 村内の文化財文教に関する資料

指定番号	指定年月日	指定の種類	指定物件名	所在地・所有者・伝承地
村指定第1号	S.54.5.17	無形民俗文化財（信仰）	一松神社御的神事	一松 一松神社
村指定第2号	S.54.5.17	有形文化財(記念碑)	虫供養の碑	岩沼地先
村指定第3号	S.57.5.17	有形文化財（史跡）	元禄の津波大位牌	一松 本興寺
村指定第5号	S.59.3.26	民俗文化財（絵馬）	伊勢詣道中図	一松 一松神社
村指定第6号	S.59.3.26	有形文化財(建造物)	三嶋神社本殿と棟札・千木・堅魚木	宮成 三嶋神社
村指定第7号	S.59.3.26	有形文化財（工芸品）	半鐘	原 本照寺
村指定第8号	S.59.3.26	有形文化財（図面）	東海道上総州図	水口 井下田 高子 氏
村指定第9号	S.59.3.26	有形文化財（古文書）	岩沼元古年来記	岩沼 野口 岩男氏
村指定第10号	S.59.9.11	有形文化財（建造物）	一松神社社殿	一松 一松神社
村指定第11号	S.59.9.11	有形文化財（石造物）	宮成の板碑	宮成地先
村指定第12号	S.59.9.11	有形文化財（絵馬）	高根本郷他二カ村の初村会の絵	本郷（上の原） 田中利喜夫 氏
村指定第13号	S.59.9.11	有形文化財（石造物）	津波供養塔と供養碑	一松 本興寺
村指定第14号	S.59.9.11	無形民俗文化財（信仰）	筒粥占い	本郷（新屋敷） 八坂神社
村指定第15号	S.60.3.21	有形文化財（彫刻）	木造十一面観世音立像	水口 西福寺
村指定第16号	S.61.4.21	有形文化財（彫刻）	多宝塔・龍彫刻	信友 本延寺
村指定第17号	S.61.4.21	有形文化財（建造物）	浅間神社社殿	金田 浅間神社
村指定第18号	S.61.4.21	有形文化財（彫刻）	一松神社の右大臣、左大臣の彫刻と狛犬一対	一松 一松神社
村指定第19号	S.61.4.21	有形文化財（古文書）	深照寺の津波文書	一松 深照寺
村指定第20号	S.61.4.21	天然記念物	ナギの木	一松 森 紘一氏
村指定第21号	H.9.8.25	有形文化財（建造物）	本覚寺の四足門	中之郷 本覚寺

1 1 ライフラインに関する資料

1 1-1 上水道工事事業者

業者名	所在地	電話番号
キヨシ工業(株)	水口 1134-1	35-1633
(有)齋藤鉄工所	藪塚 1027-9	32-0129
江澤水道工事店	本郷 808	32-1657
(株)諸岡設備工業	一松 733-2	32-2560
長生鉄工所	一松丙 107	32-2557
信葉電気水道(株)	金田 2639-1	25-3010
(有)遠藤組	七井土 1542	32-0993
(有)東條造園土木	一松乙 1159	32-1692
みなり設備工業	藪塚 607	32-6217

1 1-2 下水道工事事業者

業者名	所在地	電話番号
江澤水道工事店	本郷 808	32-1657
(有)遠藤組	七井土 1542	32-0993
(株)岡本グリーン	岩沼 1774	32-1609
(株)狩野建設	一松丙 2559	32-1533
(有)ぐりーん興業	一松乙 2067-24	32-2337
(有)高拓商事	宮成 2593-2	32-3307
(有)齋藤鉄工所	藪塚 1027-9	32-0129
信葉電気水道(株)	金田 2639-1	25-3010
大昌建設(株)	金田 2695	32-0077
(有)滝昇園	岩沼 8	32-2512
長生鉄工所	一松丙 107	32-2557
テックス長生	一松戊 3271	32-1348
(有)東條造園土木	一松乙 1159	32-1692
(有)松崎工務店	金田 3170	32-2960
みなり設備工業	藪塚 607	32-6217
(株)諸岡組	本郷 4496	32-1969
(株)諸岡設備工業	一松 733-2	32-2560

1 2 災害危険箇所に関する資料

1 2 - 1 重要水防区域

河川名	重要度		重要水防区域箇所 地 先 名	延長 (m)		重要な理由
	種別	階級		右岸	左岸	
二級一宮川	工作物	B	一宮町宮原	100	100	汐留水門があり 通水に障害有り
二級一宮川	堤防高	B	睦沢町寺崎～松潟堰	620	40	
二級一宮川	路体強度	A	一宮町宮原		340	
二級瑞沢川	堤防高	B	睦沢町寺崎～上市場	2,600	2,600	
二級南白亀川	堤防高	B	白子町北日当～茂原市清水	150	600	堤防高不足

1 2 - 2 浸水想定区域

河 川 名	二級河川一宮川	
浸水想定区域	指定有	
指定年月日	平成 20 年 8 月 5 日	
告示番号	千葉県告示第 620 号	
指定根拠法令	水防法 (昭和 24 年法律第 193 号、改正平成 17 年 5 月 2 日法第 37 号) 第 14 条の第 1 項	
危険箇所名	金田、七井土地区	

13 過去の主な災害記録

年月日	原因	被害状況等
元禄 12 年	地震	津波が来襲し、845 人の人命が失われる。
昭和 45 年 7 月 1 日	集中豪雨	一宮川金田地区の堤防が決壊する。
昭和 46 年 9 月 6 日 ～ 7 日	秋雨前線及び台風 25 号による大雨	城之内地区 3 箇所の堤防が決壊する。
昭和 52 年 9 月 19 日	台風 11 号による大雨	海岸地区の低地帯で内水が発生し、床上浸水 3 棟（3 世帯 13 人）、床下浸水 6 棟（6 世帯 20 人）、畑の冠水 50ha の被害を受ける。
昭和 54 年 10 月 7 日	台風 18 号による大雨	海岸地区の低地帯で内水が発生し、床上浸水 54 棟（21 世帯）、床下浸水 67 棟（38 世帯 151 人）、堤防決壊 1 箇所、畑の冠水 50ha の被害を受ける。
昭和 54 年 10 月 19 日	台風 20 号による風雨	海岸地区の低地帯で内水が発生し、床下浸水 18 棟（8 世帯 32 人）、住家の一部損壊 4 棟（3 世帯 12 人）、通信回線 50 回線、総額 23,304,000 円の被害を受ける。
昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖地震	重傷 1 名、軽傷 1 名、文教施設 6 箇所、住家の一部損壊 2,280 棟、非住家の一部損壊 17 棟、道路損壊 17 箇所、排水路損壊 4 km 等の被害を受ける。
平成元年 7 月 31 日 ～ 8 月 1 日	大雨	床下浸水 36 棟（住家 27 棟、非住家 9 棟）、田の冠水 50ha、畑の冠水 20ha の被害を受ける。
平成 8 年 7 月 8 日 ～ 10 日	大雨	床下浸水 20 棟（20 世帯 73 人）、田の冠水 200ha、畑の冠水 26ha の被害を受ける。
平成 8 年 9 月 22 日 ～ 23 日	台風 17 号による大雨	一宮川が堤防の決壊（金田地区 3 箇所）や越水（金田地区：3 箇所、七井土地区：3 箇所）を起こし、海岸地区では内水が発生したため、床上浸水 11 棟（11 世帯 50 人）、床下浸水 49 棟（49 世帯 205 人）、畑の冠水 4.5ha の被害を受けた。ただし、田の冠水についてはあまりに多いため計測不能。 また、堤防の決壊により金田地区及び信友地区の一部に避難の指示が出された。
平成 10 年 9 月 15 日 ～ 16 日	台風 5 号による大雨	家屋一部損壊 5 棟、田の水稲倒伏・冠水 5 ha、畑 50ha 被害発生、ビニールハウス 32 箇所の被害を受ける。 また、村内小中学校では、ガラス、フェンス、屋根の破損や倒木等の被害を受ける。
平成 12 年 7 月 7 日 ～ 8 日	台風 3 号による大雨	床下浸水 6 棟の被害を受ける。

年月日	原因	被害状況等
平成 14 年 10 月 1 日 ～ 2 日	台風 21 号による大雨	住居一部損壊 6 棟、倉庫一部損壊 2 棟、ビニールハウス損壊 390 件、自治会館一部損壊 4 棟、カーブミラー 29 箇所損壊の被害を受ける。また、倒木は多数に及び。 その他、診療所屋根損壊による被害額 3 万円、一松保育所屋根損壊による被害額 33 万 5 千円に上る。
平成 16 年 10 月 9 日 ～ 10 日	台風 22 号による大雨	床上浸水 6 世帯 24 人、床下浸水 41 世帯 84 人の被害を受ける。田畑の冠水については広大なため、測定不能。村の避難勧告により、一松小体育館に 23 世帯 68 人、福祉センターに 10 世帯 14 人が避難した。また、八積小体育館に 5 世帯 8 人が自主避難した。 県道一宮飯岡線、旧県道一宮飯岡線全域、その他周辺村道において、道路が冠水し、交通規制が実施された。
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号による大雨	4 世帯 6 人が自主避難した。 床下浸水のため、13 箇所に土のうを設置した。
平成 17 年 8 月 26 日	台風 11 号による大雨	倒木 9 件、水稻倒伏 142ha の被害を受ける。
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	村内で震度 5 弱 (宮城県で震度 7) 千葉県九十九里・外房に大津波警報 (最大波: 銚子観測点で 2.2m)、一松地区に避難勧告発令。海岸沿線の職員に避難命令。 避難所開設 6 か所: 避難者数 (最大) 一松小体育館 (715 人)、八積小体育館 (73 人)、高根小体育館 (22 人)、総合福祉センター (124 人)、保健センター (10 人)、文化会館 (88 人)、合計 1,032 人が避難した。 一松海水浴場入口から県道付近まで道路冠水、九十九里有料道路売店は床上浸水、第 3 水門フェンス・柵が損壊した。 飯岡一宮線より海側を戸別訪問し、民家の消毒、道路の清掃を実施した。

1 4 条例・規則等

1 4 - 1 長生村防災会議条例

(昭和 38 年 10 月 1 日 条例第 24 号)

最終改正 平成 24 年 9 月 25 日 条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長生村防災会議（以下「防災会議」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に定める事務をつかさどる。

- (1) 長生村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて長生村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合消防団第 6 支団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号及び 8 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、5 人、3 人、8 人、3 人及び 3 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 7 月 1 日 条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 14 日 条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 14 日 条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 10 日 条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日 条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 4 - 2 長生村災害対策本部条例

(昭和 38 年 10 月 1 日 条例第 25 号)

最終改正 平成 24 年 9 月 25 日 条例第 28 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、長生村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、村長をもつて充てる。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、副村長をもつて充てる。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員は、村の職員のうちから村長が任命する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月12日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月21日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年9月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

○ 災害救助法施行細則(抄)(昭和23年4月16日 千葉県規則第19号)

最終改正平成24年千葉県規則第74号

別表第一(第6条)

(一) 収容施設の供与

1 避難所

- (1) 避難所は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者を収容するもので、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するものとする。
- (2) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

(基本額)

避難所設置費 1人1日 300円

(加算額)

冬期(10月から3月まで)については、別に定める額

- (3) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅は、住家が全焼、全壊又は流失し自らの資力では、住宅を得ることができない者を収容するものとする。
- (2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出

できる費用は、別に定める。

- (4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- (6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

(二) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (1) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者の住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため、炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。
- (2) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費等として 1 人 1 日当たり 1,010 円以内とする。
- (3) 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に 3 日分以内を現物により支給する。

2 飲料水の供給

- (1) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (2) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費として当該地域における通常の実費とする。
- (3) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額の範囲内とする。

なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の全焼、全壊又は流出による被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上に1人を増すごとに加算される額
季別						
夏季(4月から9月まで)	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季(10月から3月まで)	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

ロ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上に1人を増すごとに加算される額
季別						
夏季(4月から9月まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季(10月から3月まで)	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(四) 医療及び助産

1 医療

(1) 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所(あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(3) 医療は、次の範囲内において行う。

イ 診察

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療及び施術

ニ 病院又は診療所への収容

ホ 看護

(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は社会保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(5) 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

- (1) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。
- (2) 助産は、次の範囲内において行う。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
- (3) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の8割以内の額とする。
- (4) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

(五) 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(六) 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼又は半壊し自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。
- (2) 住宅の応急修理の規模は居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は1戸当たり520,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、現物をもつて行う。
- (4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成するものとする。

(七) 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確かな具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金を貸与できる金額は、次の範囲内の額とする。
 - イ 生業費 1件当たり 30,000円
 - ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与期間は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。
 - イ 貸与期間 2年以内
 - ロ 利子 無利子

(6) 生業に必要な資金の貸与については別に定める生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。

(八) 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

イ 教科書代

(イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(イ) 小学校児童 1 人当たり 4,100 円

(ロ) 中学校生徒 1 人当たり 4,400 円

(ハ) 高等学校等生徒 1 人当たり 4,800 円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

(九) 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

イ 棺（付属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 199,000 円、小人 159,200 円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(十) 応急救助のための輸送費

- (1) 応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。
- イ 災者の避難
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 救済用物資
- (2) 応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(十一) 応急救助のための賃金職員等雇上費

- (1) 応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは、次に掲げる場合とする。
- イ 災者の避難
 - ロ 医療及び助産における移送
 - ハ 災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 救済用物資の整理、配分及び輸送
- (2) 応急救助のため支出できる賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(十二) 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(十三) 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- (2) 死体の処理は、次の事項について行う。
- イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ロ 死体の一時保存
 - ハ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
- イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内の額とする。
 - ロ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費、既存建物を利用できない場合は1体当たり3.3平方メートル範囲内で3.3平方メ

ートルにつき 5,000 円以内の額とする。

ハ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

ニ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ 死体の処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(十四) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運ばれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1 世帯当たり 133,900 円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

別表第二 (第 14 条第 1 項)

(一) 令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

1 日当

イ 医師及び歯科医師 1 人 1 日 24,700 円以内

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1 人 1 日 14,700 円以内

ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1 人 1 日 16,000 円以内

ニ 救急救命士 1 人 1 日 16,200 円以内

ホ 土木技術者及び建築技術者 1 人 1 日 16,100 円以内

ヘ 大工 1 人 1 日 18,600 円以内

ト 左官 1 人 1 日 17,200 円以内

チ とび職 1 人 1 日 18,100 円以内

2 時間外勤務手当

1 に定める日当額を基礎とし、職員の給与に関する条例(昭和 27 年千葉県条例第 50 号)に定める時間外勤務手当に相当する額以内とする。

3 旅費

職員の旅費に関する条例(昭和 29 年千葉県条例第 7 号)に定める旅費に相当する額以内とする。

(二) 令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

15 協定等

15-1 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

記名押印 [略]

15-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1 目的

この要領は、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

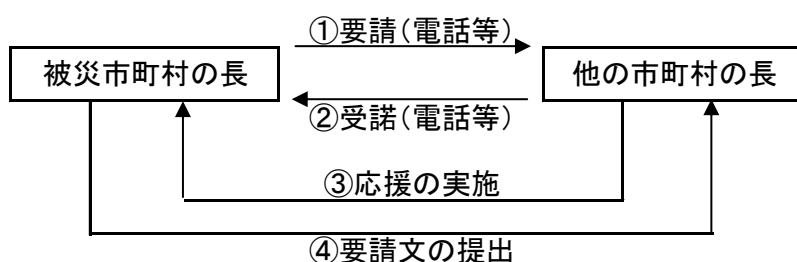
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

(1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1。以下「応援連絡票」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —

記入例1・単独—要請

② 受諾

要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —

記入例2・単独—受諾

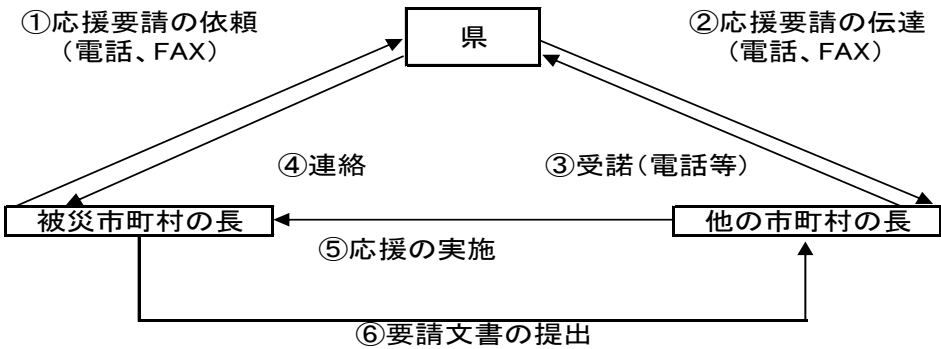
③ 応援の実施

応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

④ 要請文書の提出

応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

（2）複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項、第4条第2項）の手続き等は以下のとおりとする。



① 要請の依頼

被災市町村は、応援連絡表（様式1）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災課）に電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

— 応援連絡表の記入例 —

記入例3・広域—要請1

② 応援要請の伝達

県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

— 応援連絡表の記入例 —

記入例4・広域—要請2

③ 受諾の連絡（市町村→県）

応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災課）に電話（県防災行政無線電話又はN T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

——応援連絡表の記入例——

記入例5・広域—受諾

④ 受諾の連絡（県→要請市町村）

県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、応援連絡票をファクシミリ（県防災行政無線又はファクシミリ）送信する。

⑤ 応援の実施

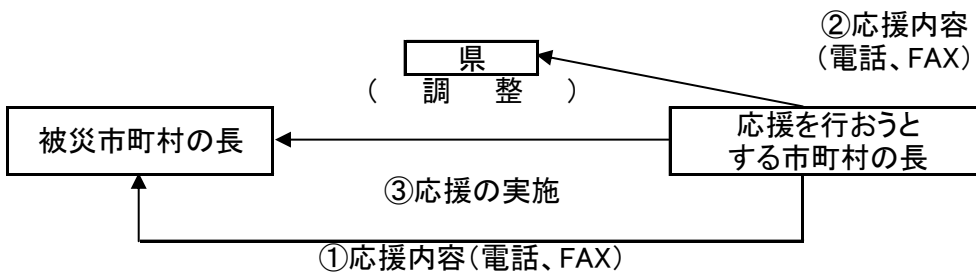
県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

⑥ 要請文書の提出

応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式3）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5 自主応援（協定第5条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



① 応援内容の連絡（応援市町村→被災市町村）

自主応援をしようとする市町村は、応援連絡票（様式2）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

——応援連絡表の記入例——

記入例6・自主応援(要領13ページ)

② 応援内容の連絡（応援市町村→県）

自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、応援連絡票（様式2）をファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送

信する。

県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

③ 応援の実施

応援連絡票に記載した応援内容を実施する。

6 情報の交換（協定第8条）

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行うものとする。

(1) 千葉県総合防災情報システムによる情報交換

ア 「物資管理サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年度中に県が情報を初期入力し、その後は、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努めるものとする。

- a) 食料、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- b) 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c) 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

イ 「支援情報サブシステム」により管理する次の項目については、平成8年度中に県が情報を初期入力し、次年度以降は、県の指定する期限までに各市町村において端末入力又は県に文書を提出し情報の更新を行うこととする。

- a) 公共施設情報
病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号
- b) 避難所情報
被災者の一時収容のための施設の名称、場所及び電話番号
- c) ヘリコプター臨時発着場
救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時離発着場の名称及び住所
- d) 行政職員情報
職員の職種ごとの人数（市町村役場情報）
- e) ボランティア団体情報
ボランティア団体の名称、活動内容、連絡先

(2) その他の方法による情報交換

その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

様式1 (応援要請)

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	千葉県 連絡者	応援側市町村 連絡者

下記のとおり要請(受諾)します。

記

① 要請先(応援側) 市町村名等	単独の場合:対象市町村	市(町・村)
	広域の場合:対象地区	全県・()地区
② 要請者職・氏名	市町村長	
③ 要請日時	平成 年 月 日 時 分	
④ 被害の状況		
⑤ 応援の種類	(協定第2条第 号)	
⑥ 応援の具体的内容及び所要量等		
⑦ 応援希望(可能)時期・期間		
⑧ 応援場所及び経路		
⑨ その他必要事項		

様式2（自主応援）

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者

下記のとおり応援します。

記

① 応援者職・氏名	市町村長
② 応援日時	平成 年 月 日 時 分
③ 応援の種類	(協定第2条第 号)
④ 応援の具体的内容及び所要量等	
⑤ 応援可能時期・期間	
⑥ 応援場所及び経路	
⑦ その他必要事項	

様式3

文書番号

平成 年 月 日

〇〇〇市(町・村)長様

〇〇〇〇市(町・村)長
〇〇〇〇

公印

災害時における相互応援の要請について(依頼)

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項(複数の市町村の長に同時に要請する場合は第3条第2項)に基づき、別紙のとおり応援を要請します。

* 別紙 災害時相互応援連絡票(様式1)

記入例 1 (単独一要請)

様式 1 (応援要請)

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連絡者	千 葉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
A 市 防災課 〇〇〇〇 0000-00-0000		

下記のとおり(要請)(受諾) します。

記

① 要 請 先 (応 援 側) 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村 広域の場合：対象地区	B 市 (町・村) 全県・() 地区
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	A 市 町 村 長 □ □ □ □	
③ 要 請 日 時	平成 99 年 99 月 99 日 99 時 99 分	
④ 被 害 の 状 況	○月×日に、a 地域に発生した地震により、a 地区に土砂崩れが発生し、現在地区住民が避難所生活を送っている。	
⑤ 応 援 の 種 類	食料及び生活必需品の提供 (協定第 2 条第 1 号)	
⑥ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 所 要 量 等	x x x x 1,000 セット y y y y 500 食 z z z z 若干	
⑦ 応 援 希 望 (可 能) 時 期 ・ 期 間	要請から 2 日以内	
⑧ 応 援 場 所 及 び 経 路	場所：市立◇◇中学校 (A 市 s s s 0000 番地) 0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨ そ の 他 必 要 事 項		

記入例2 (単独—受諾)

様式1 (応援要請)

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連絡者	千 葉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
A市 防災課 〇〇〇〇 0000-00-0000		B市 防災課 〇〇〇〇 8888-88-8888

下記のとおり要請(受諾)します。

記

② 要 請 先 (応 援 側) 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村	B 市 (町・村)
	広域の場合：対象地区	全県・() 地区
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	A 市 町 村 長 □ □ □ □	
③ 要 請 日 時	平成 99 年 99 月 99 日 99 時 99 分	
④ 被 害 の 状 況	〇月×日に、a 地域に発生した地震により、a 地区に土砂崩れが発生し、現在地区住民が避難所生活を送っている。	
⑤ 応 援 の 種 類	食料及び生活必需品の提供 (協定第 2 条第 1 号)	
⑥ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 所 要 量 等	x x x x 1,000 セット 800 セット y y y y 500 食 z z z z 若干 300 個	
⑦ 応 援 希 望 (可 能) 時 期 ・ 期 間	要請から 2 日以内	
⑧ 応 援 場 所 及 び 経 路	場所：市立◇◇中学校 (A市 s s s 0000 番地) 0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨ そ の 他 必 要 事 項	出荷日時は、後刻報告します。	

記入例3 (広域—要請1 (要請市町村→県))

様式1 (応援要請)

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連絡者	千 葉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
C町 総務課 〇〇〇〇〇 0000-00-0000		

下記のとおり(要請) (受諾) します。

記

③ 要 請 先 (応 援 側) 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村	市 (町・村)
	(広域)の場合：対象地区	(全県)・() 地区
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	C 市 町 村 長 □ □ □ □	
③ 要 請 日 時	平成 8 8 年 8 8 月 8 8 日 8 8 時 8 8 分	
④ 被 害 の 状 況	○月×日に、c 地域に発生した地震により町内全域で被害が発生し、 現在町内○箇所の避難所において、約 0,000 人の町民が避難生活を送っている。	
⑤ 応 援 の 種 類	食料及び生活必需品の提供 (協定第 2 条第 1 号)	
⑥ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 所 要 量 等	x x x x 1,000 セット y y y y 3,000 食 z z z z 2,000 個	
⑦ 応 援 希 望 (可 能) 時 期 ・ 期 間	要請から 3 日以内	
⑧ 応 援 場 所 及 び 経 路	場所：◇◇◇センター (C町 s s s 0000 番地) 0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨ そ の 他 必 要 事 項	ヘリコプターによる空輸可能 (緊急離着陸場▽▽▽▽)	

記入例4 (広域—要請2 (県→他の市町村))

様式1 (応援要請)

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連絡者	千 葉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
C町 総務課 〇〇〇〇〇 0000-00-0000	消防防災課 〇〇〇〇〇 0000-00-0000	

下記のとおり(要請) (受諾) します。

記

④ 要 請 先 (応 援 側) 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村	市 (町・村)
	(広域)の場合：対象地区	(全県)・() 地区
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	C 町 村 長 □ □ □ □	
③ 要 請 日 時	平成 8 8 年 8 8 月 8 8 日 8 8 時 8 8 分	
④ 被 害 の 状 況	〇月×日に、c地域に発生した地震により町内全域で被害が発生し、 現在町内〇箇所の避難所において、約 0,000 人の町民が避難生活を 送っている。	
⑤ 応 援 の 種 類	食料及び生活必需品の提供 (協定第 2 条第 1 号)	
⑥ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 所 要 量 等	x x x x 1,000 セット y y y y 3,000 食 z z z z 2,000 個	
⑦ 応 援 希 望 (可 能) 時 期 ・ 期 間	要請から 3 日以内	
⑧ 応 援 場 所 及 び 経 路	場所：◇◇◇センター (C町 s s s 0000 番地) 0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由 (別途地図送付)	
⑨ そ の 他 必 要 事 項	ヘリコプターによる空輸可能 (緊急離着陸場▽▽▽▽)	

記入例5 (広域一受諾)

様式1

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連絡者	千 葉 県 連 絡 者	応援側市町村 連絡者
C町 総務課 〇〇〇〇〇 0000-00-0000	消防防災課 〇〇〇〇〇 0000-00-0000	D市防災課 〇〇〇〇〇 9999-99-9999

下記のとおり(要請)(受諾)します。

記

⑤ 要 請 先 (応 援 側) 市 町 村 名 等	単独の場合：対象市町村	市 (町・村)												
	(広域)の場合：対象地区	(全県)・() 地区												
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	C 市 町 村 長 □ □ □ □													
③ 要 請 日 時	平成 8 8 年 8 8 月 8 8 日 8 8 時 8 8 分													
④ 被 害 の 状 況	〇月×日に、c地域に発生した地震により町内全域で被害が発生し、 現在町内〇箇所の避難所において、約 0,000 人の住民が避難生活を 送っている。													
⑤ 応 援 の 種 類	食料及び生活必需品の提供 (協定第 2 条第 1 号)													
⑥ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 所 要 量 等	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>可能数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>x x x x</td> <td>1,000 セット</td> <td>1,000 セット</td> </tr> <tr> <td>y y y y</td> <td>3,000 食</td> <td>1,000 食</td> </tr> <tr> <td>z z z z</td> <td>2,000 個</td> <td>0 個</td> </tr> </table>			可能数量		x x x x	1,000 セット	1,000 セット	y y y y	3,000 食	1,000 食	z z z z	2,000 個	0 個
	可能数量													
x x x x	1,000 セット	1,000 セット												
y y y y	3,000 食	1,000 食												
z z z z	2,000 個	0 個												
⑦ 応 援 希 望 (可 能) 時 期 ・ 期 間	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>可能時期</td> </tr> <tr> <td>要請から3日以内</td> <td>×月××日××時 までに搬出可能</td> </tr> </table>			可能時期	要請から3日以内	×月××日××時 までに搬出可能								
	可能時期													
要請から3日以内	×月××日××時 までに搬出可能													
⑧ 応 援 場 所 及 び 経 路	場所：◇◇◇センター (C町 s s s 0000 番地) 0000-00-0000 経路：国道◎◎号経由 (別途地図送付)													
⑨ そ の 他 必 要 事 項	ヘリコプターによる空輸可能 (緊急離着陸場▽▽▽▽) 陸上輸送によりたい。													

記入例6 (自主応援)

様式2 (自主応援)

災害時相互応援連絡表

応援側市町村 連絡者
B町 総務課 〇〇〇〇〇 電話 0000-00-0000

下記のとおり応援します。

記

① 応援者職・氏名	B 市 町村長
② 応援日時	平成99年9月9日9時9分
③ 応援の種類	食料及び飲料水の提供 (協定第2条第 号) 避難所の提供 (協定第2条第 5 号)
④ 応援の具体的内容及び所要量等	食料、飲料水 x x x x 500セット y y y y 300食 z z z z 300個 避難所 住所 B町〇〇99-99 施設名 〇〇公民館 収容可能人員 50人
⑤ 応援可能時期・期間	食料・飲料水 即時可能 避難所 〇〇月〇〇日から約1か月
⑥ 応援場所及び経路	貴市の希望する場所 貴市の指定する経路
⑦ その他必要事項	希望数量、希望場所、希望経路を指定されたい。

15-3 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が大規模災害、産業災害その他の災害(以下「災害」という。)の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受け入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

15-4 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

最終改正 平成13年12月1日 千消会第120号

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成4年4月1日締結)第9条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第2条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第3条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第4条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さ)300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第5条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) 離発着可能な場所

- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要綱は、航空特別応援要請連絡票（様式第1号）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

（航空特別応援の決定通知）

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

（航空特別応援の中断）

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

（航空特別応援の始期及び終期）

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始まるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

（出動したヘリに対する指揮等）

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は、県内共通波（152.81MHZ）によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

（航空特別応援の報告）

第10条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報

告書（様式第2号）により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書（様式第3号）により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

（要請側の市町村等の事前計画）

第11条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

- 2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - （1）地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等
 - （2）ヘリと消防本部等との通信連絡方法
 - （3）臨着場への職員の派遣
 - （4）離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
 - （5）救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
 - （6）その他必要と認める事項
- 3 前項各号の計画のうち、第1号については飛行場外離発着場調査表（様式第4号）により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

（応援側の情報提供）

第12条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表（様式第5号）により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

（航空特別応援に要する費用の負担区分）

第13条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）ヘリの燃料費、隊員の出勤手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。
 - （2）応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村等の負担とする。
 - （3）前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
 - （4）前3号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。
- 2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前項第1号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書（様式第6号）により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第14条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故が発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(救急出動に関する運用)

第15条 第3条第4号に定める救急出動に関する運用については、この要綱に定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

別 表 (第5条関係)

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号等	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲1丁目2番1号	電 話(043)223-1831 F A X (043)202-1676	消防局警防部指令課

様式第1号

航空特別応援要請連絡表

要請側消防 本部等連絡者	応援側消防 本部受報者

要請側市町村等名	
要請者職・氏名	年 月 日 時 分
要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
応 援 の 種 別	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救援
活 動 の 拠 点	定置場 離発着場
応 援 の 具 体 的 内 容	
必 要 資 機 材	

離発着可能な場所	第1順位			
	第2順位			
現場最高指揮者 職・氏名 無線局名	職 氏名		無線 局名	
離発着場における 資機材の準備状況				
他の消防本部に 対するへりの応援 要請状況				
他機関の航空機及び へりの活動状況				
気象状況	天候	風向	風速 m/s	視程 m
特殊気象の発令状況				
へりの誘導方法				
要請側消防本部等 連絡先				
その他参考事項				

航空特別応援活動報告書

(消防本部名)

応援の種別	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救援			要請者 職・氏名	職名	
応援要請 受報日時	年 月 日 時 分				氏名	
出動時分 (離陸)	時 分	帰投時分 (着陸)	時 分	時 分	応援時間	時間 分
現場到着時分	時 分	活動開始時分	時 分	時 分	活動終了時分	時 分
災害発生場所						
活動概要						
被救助者	氏 名	年 齢	性 別	職 業	住 所	
使用資機						
応援出動隊員	隊員		隊員		その他	
	隊員		隊員			
	隊員		隊員			
	隊員		隊員		搭乗者	
	隊員		隊員			
人員・資機材の 異常の有無						
そ の 他						

担当者・職名

氏名

電話

(内線)

航空特別応援災害報告書

(市町村等名)

災害発生日時	年 月 日 時 分	覚 知 日 時	年 月 日 時 分
終 息 日 時	年 月 分 時 分	災 害 活 動 時 間	年 月 日 時 分
災害発生場所			
災害の種別			
害 の 概 要			
被害の程度 (死傷者)			
消 防 隊 の 活 動 概 要			
消 防 隊 の 出 動 状 況	要 請 側		
	応 援 側		
他 機 関 の 航 空 機 等 の 出 動 状 況 及 び 活 動 内 容			
そ の 他			

担当者・職名

氏名

電話

(内線)

飛行場外離発着場調査表

離 発 着 場 名					
所 有 者	地名・番地				
	所有者又は 管理者	住 所		電 話	
		氏 名		職 業	
土地の状況	長さ・幅	長さ	m	幅	m
	勾 配	縦 断 勾 配		横 断 勾 配	
	面 積				
恒 風 方 向					
付 近 の 障 害 物 の 状 況					
離 発 着 場 と の 連 絡 方 法					
そ の 他					

(市町村等名)

離発着場位置図 (1 /)	離発着場位置図 (1 /)
1/50,000	1/10,000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印で記入すること)	
1/3,000	

様式第5号

ヘリコプター性能表

消 防 本 部 名					
機 種 ・ 機 名					
愛 称 名 ・ 無 線 呼 称					
機 体	製 造 会 社 名				
	型 式				
	全 長 (m)				
	主 回 転 翼 直 径 (m)				
座 席 数	乗 務 員 数 (人)				
	そ の 他 (人)				
重	全 備 重 量 (kg)				
	空 虚 重 量 (kg)				
	有 効 搭 載 量 (kg)				
エ ン ジ ン	製 造 会 社 名				
	型 式				
	基 数				
性 能	最 大 速 度 (km / h)				
	巡 航 速 度 (km / h)				
	航 続 距 離 (km)				
	航 続 時 間 (h)				
	上 昇 速 度 (m)				
	耐 風 性 能 (m / S)				
燃 料	使 用 燃 料				
	タ ン ク 容 量 (L)				
	増 設 タ ン ク 容 量 (L)				
	消 費 量 (L / h)				
装 置	カ ー ゴ ス リ ン グ (kg)				
	ホ イ ス ト (kg)				
	タ ン カ (人 分)				
	主 な 装 備	拡 声 装 置 (W)			
		サ ー チ ラ イ ト (W)			
消 火 バ ケ ッ ト (L)					
保 険	対 人				
	対 物				
	搭 乗 者				
	機 体				
	年 間 保 険 料 (円)				

様式第6号

第 号
平成 年 月 日

様

請求書

市町村等名
職・氏名

航空特別応援に要した費用請求書

年 月 日千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動したので、同要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額 円

		項 目 ・ 内 容	金 額
費 用 内 訳	業 務 事 項		
	協 議 事 項		
合 計			円

※添付資料 精算基礎資料

15-5 千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応援)

第3条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファクス等を用いて要請するものとする。

また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業者等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業者等、応援事業者等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業者等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業者等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業者等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

（被応援体制）

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（1）応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応急事業体等が負担する。

（2）応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。

（3）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。

（4）応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書 66 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成7年 11 月 2 日

15-6 災害時における長生郵便局・長生村役場間の協力に関する覚書

長生郵便局（以下「甲」という。）及び長生村（以下「乙」という。）は、長生村内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、長生村及び長生村内の郵便局が相互に協力し、必要な活動を円滑に遂行するために次の通り覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、長生村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （4）甲又は乙が収集した被災村民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5）甲は必要に応じ避難所に郵便差出箱を設置
- （6）その他、前記（1）～（5）に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙の災害対策本部のメンバーに必要に応じて長生郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 長生村内の郵便局は、乙若しくは村内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては長生郵便局長、乙においては長生村総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月1日

長生村長 市原良夫
長生郵便局長 吉田茂樹

15-7 災害時における応急業務に関する協定書

長生村（以下「甲」という。）と長生村土建組合（以下「乙」という。）とは、「長生村地域防災計画」に基づき、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれがある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係わる業務（以下「災害応急業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害から村民の生命、財産を守り道路、河川等の公共土木施設の機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙の組合以外の建設業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、被害状況の把握と甲への報告、及び応急措置・応急復旧工事とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の業務のための出動を、電話等により要請するものとする。

2 甲と乙との連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、乙は自主的判断により災害応急業務に対応するものとする。

（資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し建設資機材及び労力を提供するものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに別記第1号様式により甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく別記第1号様式を提出するものとする。

（費用の積算）

第7条 災害応急業務に要した費用の積算は、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

(費用の精算)

第8条 甲は、災害応急業務に要した費用については、施工業者の請求(別紙第2号様式)に基づき施工業者と協議の上、長生村財務規則に基づく手続きにより速やかに契約を締結し、支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の期間更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、期間満了日の90日前までに、甲乙いずれかから協定解除又は更新の申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後は、この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 長生村本郷1番地77
長生村
代表者 長生村長 石井俊雄
乙 長生村北水口630番地1
長生村土建組合
組合長 佐瀬喜久男
(有限会社 佐瀬商事)

長生村土建組合

(順不同)

- ・有限会社 諸岡組 長生村本郷 4496
- ・有限会社 松崎工務店 // 金田 3170
- ・株式会社 狩野建設 // 一松丙 2559
- ・有限会社 佐瀬商事 // 北水口 630-1
- ・大昌建設 株式会社 // 金田 2695
- ・松本興業 株式会社 // 一松丙 2100
- ・有限会社 ぐりーん興業 // 一松乙 2067-24
- ・有限会社 東條造園土木 // 一松乙 1159
- ・株式会社 岡本グリーン // 岩沼 1774
- ・有限会社 滝昇園 // 岩沼 8

別記第1号様式

平成 年 月 日

長生村長 様

長生村土木組合
組合長名

㊞

災害応急業務完了報告書

このことについて、「災害時における応急業務に関する協定書」第6条の規定により、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

業務完了 年 月 日	業務箇所 (路線河川名等)	業務内容	施工業者
・ /			
・ /			
・ /			
・ /			
・ /			
・ /			
・ /			

添付資料：災害応急業務内容

第2号様式

平成 年 月 日

長生村長 様

所在地
業者名
代表者名

㊞

災害応急業務費見積書

このことについて、「災害時における応急業務に関する協定書」に基づく経費について、下記のとおり見積りいたします。

記

業務実施年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
業務箇所 (路線河川名等)	
応急業務費	金 円
業務内容	

15-8 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書

長生村（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会長夷支部（以下「乙」という。）とは、長生村地域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、長生村災害対策本部が設置され「緊急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長生村内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに村民等が必要とする「緊急生活物資等」の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに村民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）液化石油ガス（プロパンガス）
- （2）その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物品

（協力要請）

第3条 甲は、長生村内に災害が発生した場合において、「緊急生活物資等」を必要とするときは甲は乙に対し、「緊急生活物資等」の供給を要請することができる。

（緊急生活物資等の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から「緊急生活物資等」の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ「緊急生活物資等」の供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に掲げる要請については、原則として文書をもって行うものとする。但し文書をもって要請する余裕のない場合は、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。

この場合において、甲は乙に対し事後速やかに文書を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、本協定に基づく「緊急生活物資等」の供給体制を確保するため、平常時においても数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

- （1）液化石油ガス（プロパンガス）
- （2）その他乙が日常取り扱っている物品

（緊急生活物資等の運搬）

第6条 本協定に基づく「緊急生活物資等」の運搬については、乙の指定するものを行うものとする。

なお、輸送については、緊急自動車扱いとなるよう甲が配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した「緊急生活物資等」にかかる費用は、甲が負担するものとする。但し費用の支弁時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うことと

し、その価格については乙が提出する出荷確認書類に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

- 2 前項に基づく費用の請求並びに支払い等の事務手続きについては、甲が別に定める所定の様式により行うものとする。
- 3 前条に基づく「緊急生活物資等」の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。但し有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれかから何らかの意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めない事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

(附則)

- 1 この協定は平成20年7月4日から施行するものとする。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年7月4日

甲 千葉県長生郡長生村本郷1番地77
長生村
代表者 村長 石井俊雄
乙 千葉県茂原市茂原661番地
社団法人千葉県エルピーガス協会
長夷支部長 齋藤豊久

15-9 長生村防災行政無線の活用に関する協定書

長生村（以下甲という。）と東京電力株式会社木更津支社（以下乙という。）は、電力供給に係わる大規模停電が発生した場合や電力設備の事故や異常気象等により供給力が減少したことに伴い節電をお願いする場合について、長生村防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼等）

第1条 乙は、電力供給に係わる大規模停電が発生した場合や、電力設備の事故や異常気象等により供給力が減少したことに伴い節電をお願いする場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、広報の依頼をするものとする。大規模停電とは、停電軒数は、特に定めのないものとするが、広域的で乙独自の広報が困難となった場合とする。

2 甲は、前項の依頼を受けたときは、防災無線を活用し、別記広報文例により、村民等に対して広報をするものとする。

（広報依頼内容等）

第2条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。なお、別図連絡体制の甲乙いずれかの電話番号が変更となった場合は甲乙互いに速やかに連絡するものとする。

- （1）依頼者の所属及び氏名
- （2）停電の原因（判明している場合）
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）その他必要な事項

2 乙は前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨直ちに連絡するものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前に、当事者の一方から書面による、別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後はこの例による。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年7月23日

長生郡長生村本郷 1 番地 77

(甲) 長生村

代表者 村長 石井 俊雄

木更津市貝渕 3 丁目 13 番地 40 号

(乙) 東京電力株式会社 木更津支社

支社長 藤田 昇

別記広報文例（第 1 条第 2 項）

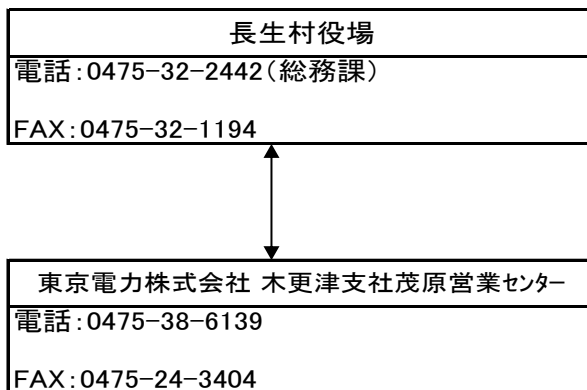
こちらは防災長生です。東京電力からお知らせします。ただ今、〇〇地区において停電事故が発生しました。

復旧には、〇時間ぐらい掛かる見通しです。現在、事故原因について調査中です。

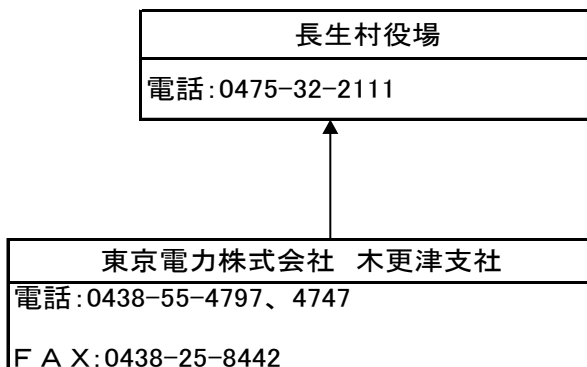
なお、切れた電線等を見つけた場合は、近寄らずに東京電力までご連絡願います。

別図連絡体制（第 2 条第 1 項）

1. 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの場合



2. 上記以外の場合（夜間・休日）



15-10 一時避難所の施設利用に関する協定書（1）

長生村（以下「甲」という。）と株式会社デーベロップヤリタ（以下「乙」という。）は、一時避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設（スパ&リゾート九十九里・太陽の里・長生村一松3445）の一部を、津波の発生が予測される場合及び発生した場合、緊急的に一時避難所として施設利用することについての必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、一時避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を一時避難所として開設することができる。

（開設の連絡）

第3条 甲は、前条の規定に基づき一時避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（避難所の管理）

第4条 一時避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難所の解除）

第5条 甲は、津波発生のおそれがなくなり次第、一時避難所の早期解除に努めるものとする。

（避難所の引渡）

第6条 甲は、一時避難所として終了する際は、その施設を原状に復帰し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（協議）

第7条 この協定書の解釈に質疑が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年7月11日

甲 千葉県長生郡長生村本郷1-77
長生村
代表者 村長 石井 俊雄

乙 千葉県茂原市南吉田3615
株式会社デーベロップヤリタ
代表取締役 鎗田 善廣

15-11 一次避難場所の施設利用に関する協定書（2）

長生村（以下「甲」という。）と合同資源産業株式会社 千葉事業所（以下「乙」という。）は、一次避難場所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設（駐車場及び資材置場／長生村七井土1365-1・他2）の一部を地震／津波の発生が予測される場合及び発生した場合、緊急的に一次避難場所として施設利用することについての必要な事項を定めるものとする。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、一次避難場所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を一次避難場所として開設することが出来る。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲内において、食糧・物資の提供に努めるものとする。

（開設の連絡）

第3条 甲は、前条の規定に基づき一次避難場所を開設する際、事前に乙に対しその旨を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（避難場所の管理）

第4条 一次避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一次避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難場所の解除）

第5条 甲は、災害発生のおそれなくなり次第、一次避難場所の早期解除に努めるものとする。

（避難場所の引渡）

第6条 甲は、一次避難場所として終了する際は、その施設を原状に復帰し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（協議）

第7条 この協定書の解釈に質疑が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年9月6日

甲 千葉県長生郡長生村本郷1-77
長生村

代表者 村長 小 高 陽 一

乙 千葉県長生郡長生村七井土1365
合同資源産業株式会社 千葉事業所
常務取締役 所長 山ノ井 敏 夫

15-12 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、長生村長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、長生村の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 長生村内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 長生村災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図などの資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、 甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年12月12日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 森 北 佳 昭

乙) 千葉県長生郡長生村本郷1-77
長 生 村
長 生 村 長 小 高 陽 一

15-13 災害時における救援物資の提供に関する協定書

長生村（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は災害時における救援物資の提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄する範囲内に（または甲の行政区域内に）、災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、その災害対策本部から要請があったとき、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表第1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品を無償提供する。

（要請方法）

第3条 甲は乙に対して、飲料水の提供等を必要とする場合は、本協定の定める内容について、救援物資提供要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは別表第1に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請できることとし、後日速やかに乙は甲に対して飲料水供給報告書（別記第2号様式）にて報告することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、協定の内容に従い可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じることとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定の定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月20日

甲	千葉県長生郡長生村本郷1-7-7番地 長生村 長生村長 石井俊雄
乙	千葉県茂原市六ツ野1609-1番地 利根コカ・コーラボトリング株式会社 茂原支店 支店長 野沢次夫

1 6 長生郡市広域災害対応計画

平成24年度 長生郡市広域防災対策協議会にて策定

1 計画の基本方針

1.1 計画の目的

長生郡市広域災害対応計画（以下「本計画」という。）は、長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合に、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者の受け入れのために行うべき基本事項をまとめたものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9の巨大地震であり、北海道から九州にいたる太平洋沿岸の広い範囲に従来の想定を上回る津波が来襲し、甚大な被害が発生した。長生郡市域では、震度5弱の揺れを観測、太平洋側に大津波警報が発令され、4mを越える津波により一部地域で浸水が発生した。

災害対策は、原則として、災害対策基本法に基づき各市町村が独自に地域防災計画を策定し行うものであるが、このような大規模な災害に対しては、市町村間で連携を図り広域的な防災体制をあらかじめ整備し、対応することが重要である。

そのため、本計画は東日本大震災等の教訓を背景に、今後、大規模災害（地震・津波・土砂災害等）が発生した際に、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者を受け入れるために必要な対応の基本について定めるものである。

1.2 計画の適用範囲

本計画は、長生郡市広域防災対策協議会を構成する茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町に適用する。

長生郡市広域防災対策協議会は、東日本大震災の教訓を受けて本計画を策定し、防災対策を推進するために、平成24年1月に結成されたものである。

1.3 本計画による支援

本計画における支援は、以下のとおりとする。

- (1) 避難場所の提供
- (2) 備蓄食料、資機材等の提供
- (3) 医療救護、災害時要援護者の支援
- (4) 防災施設、設備の利用
- (5) 仮設住宅用地の提供
- (6) その他

本計画による支援は、基本的に避難を中心とした事項とする。その他の事項については、協議会が中心となって調整を図るものとする。

(1) 避難場所の提供

津波の一次避難場所として、徒歩・自転車による避難が原則であるが、自動車での避難する場合も考慮して、自動車が乗り入れることができるスペース（グラウンド、空地、収容場所）を提供する。

津波の二次避難場所又はその他の災害での避難場所として、被災者が避難生活をするのできる施設を提供する。

(2) 備蓄食料、資機材等の提供

各市町村が備蓄している食料、飲料水及び資機材等を提供する。

また、各市町村が締結している協定に基づき、食料、物資等の供給の便宜を図る。

(3) 医療救護、災害時要援護者の支援

傷病者、妊産婦、災害時要援護者に対する医療救護活動及び要援護者の生活を支援する。

(4) 防災施設、設備の利用

受入側市町村が有する公共施設や千葉県情報ネットワーク、衛星携帯電話等の連絡手段利用の便宜を図る。

(5) 仮設住宅用地の提供

仮設住宅建設のために、各市町村の仮設住宅用地を提供する。

(6) その他

千葉県及び千葉県内各市町村で締結している「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」（平成 8 年 2 月 23 日）に規定される項目について協力を行う。

(7) 費用負担

支援応援に要した費用の負担は、別に協定で定める。

1.4 災害の想定

本計画を適用する災害は、災害の規模や影響範囲が広域なため、市町村を越えた避難等が必要となる災害とする。具体的には地震・津波災害、土砂災害及びその他の災害を想定する。地震・津波災害は、地震の揺れによる被害と津波が同時に発生することを前提とする。

(1) 地震

地震の揺れにより、住家が全壊・半壊等が発生した場合を想定する。

(2) 津波

津波高 10m の津波浸水範囲とし、津波到達時間は津波発生から 30 分後とする（千葉県の予測による）。

(3) 土砂災害

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの発生した場合を想定する。想定箇所は、千葉県の指定する土砂災害危険箇所とする。

(4) その他の災害

大規模火災、大規模事故及び竜巻等の風水害とする。

(1) 地震

地震の被害は、平成 19 年度千葉県地震被害想定調査において県が想定した地震のうち、最大被害となる東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）の被害を前提とする。

(2) 津波

津波の浸水区域は、平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務による「津波高 10m（概ね 7m～10m）」を対象として想定する。

ただし、津波高 10mは特定の地震（波源域）を想定していないため、津波の到達時間は、新元禄地震の想定に基づいて地震発生から 30 分後とする。

(3) 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地等の崩壊、土石流、地すべりにより、住家等に被害が発生し、避難等が発生する状況を想定し、千葉県が指定する土砂災害危険区域及びその影響範囲とする。

(4) その他の災害

その他の災害として、市街地等における大規模火災、危険物等の爆発炎上、浸水や竜巻等により広域避難が必要となる場合を想定する。

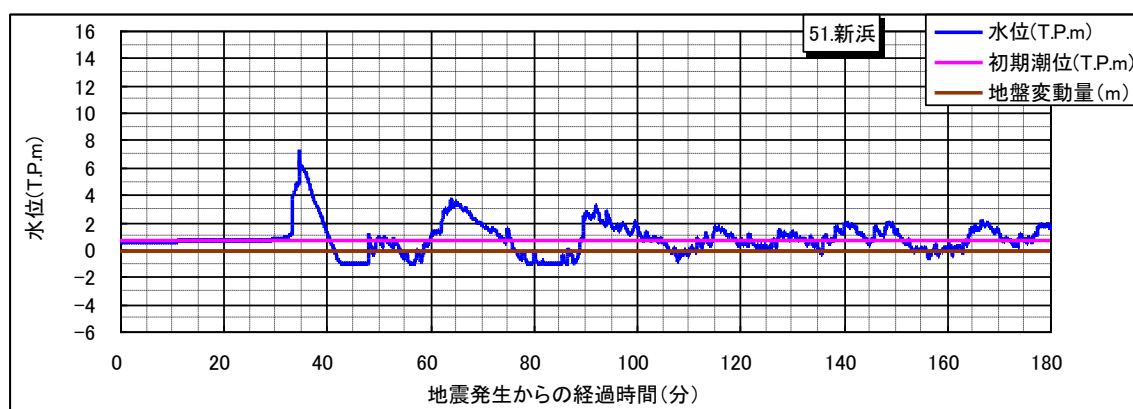


図 新元禄地震の津波の水位変化（一宮町新浜）

表 地震による被害の予測(東京湾北部地震)

項目(単位)		茂原市	一宮町	睦沢町	白子町	長柄町	長南町	長生村	
建物全壊棟数	揺れ(棟)	278	26	108	24	108	72	54	
	液状化(棟)	78	6	11	10	3	9	11	
	急傾斜地崩壊(棟)	17	1	4	0	8	7	0	
	合計(棟)	373	33	123	34	120	88	65	
火災	炎上出火(件)	4	0	1	0	1	1	0	
	焼失棟数(棟)	15	0	1	0	1	1	0	
人的被害	死者	建物被害(人)	2	0	1	0	1	0	0
		火災(人)	0	0	0	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊(人)	1	0	0	0	1	0	0
		ブロック塀等の転倒(人)	1	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物(人)	0	0	0	0	0	0	0
		合計(人)	4	0	1	0	2	1	0
	負傷者	建物被害(人)	370	29	59	28	61	48	47
		火災(人)	3	0	1	0	1	1	0
		急傾斜地崩壊(人)	15	1	3	0	7	6	0
		屋内収容物の移転・転倒等(人)	21	1	2	1	2	1	2
		ブロック塀等の転倒(人)	29	2	2	2	4	4	3
		屋外落下物(人)	0	0	0	0	0	0	0
		合計(人)	438	32	67	30	75	60	52
	避難者(1日後)(人)		22,283	1,440	2,516	1,388	2,348	2,911	2,249
うち、建物被害による避難者		3,649	324	549	315	556	514	560	

(平成19年度千葉県地震被害想定調査による)

※合計は少数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

※千葉県では、建物被害による避難者＝「全壊・焼失人口×全壊・焼失による避難率＋半壊人口×半壊による避難率」として算定している。

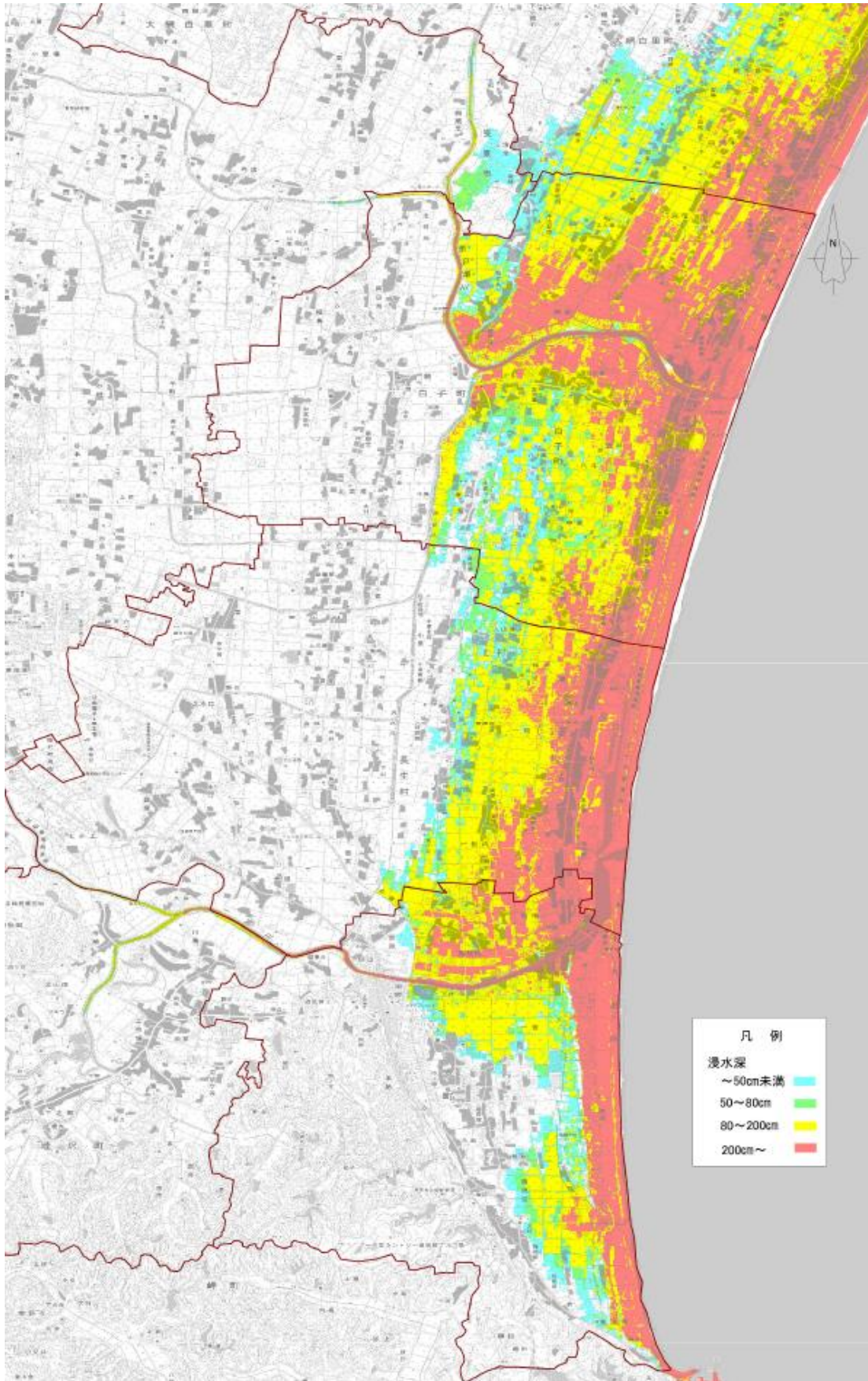


図 津波浸水予測図（津波高 10m 防潮施設なし）

2 広域避難の発動

本計画による広域避難の発動は、次によるものとする。

(1) 自動発動

津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報が発表されたときは、自動的に本計画を発動し、要請を待つことなく各市町村が広域避難対応を行うものとする。

(2) 要請発動

津波以外の災害が発生した場合は、要請側の市町村が受入側の市町村に直接連絡することによって発動する。

(1) 自動発動

ア 気象庁から大津波警報が発令された場合は、連絡調整等の時間がないため、本計画に基づく広域避難対応を自動的に発動し、各市町村が速やかに行動を開始する。

イ ただし、要請側となる沿岸の一宮町、白子町、長生村の担当者は、可能な限り千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等の通信手段を用いて、口頭で要請事項を連絡する。

ウ 口頭で連絡後は、別途定める要請様式を用いて文書で正式要請を行う。

エ 津波警報・津波注意報の場合は、原則として各市町村内による避難とし、本計画は発動しない。

表 気象庁の津波情報による本計画発動基準の考え方

分類	高さ予想の区分	数値による表現	定性的表現		基本的な対応
大津波警報	10m～	10m超	巨大	→	本計画の自動発動による広域避難
	5m～10m	10m			
	3m～5m	5m			
津波警報	1m～3m	3m	高い	→	各市町村内による避難
津波注意報	20cm～1m	1m	なし		

(2) 要請発動

ア 津波（大津波警報）以外の災害によって、広域避難が必要な場合は、要請側の市町村は、口頭で受入側の市町村に要請連絡をする。

イ 口頭で連絡後は、別途定める要請様式を用いて文書で正式要請を行う。

3 広域避難の対象

(1) 津波

津波の避難対象地域は、浸水想定区域に基づき、各市町村が設定するが、概ね図3で示す範囲とする。

(2) その他の災害

その他の災害での避難対象地域は、各市町村が災害後に定めるものとする。

(1) 津波

大津波警報が発令された場合は自動発動となるため、10m津波高の浸水想定予測図に基づき、あらかじめ津波の避難対象地域を図のとおり定める。

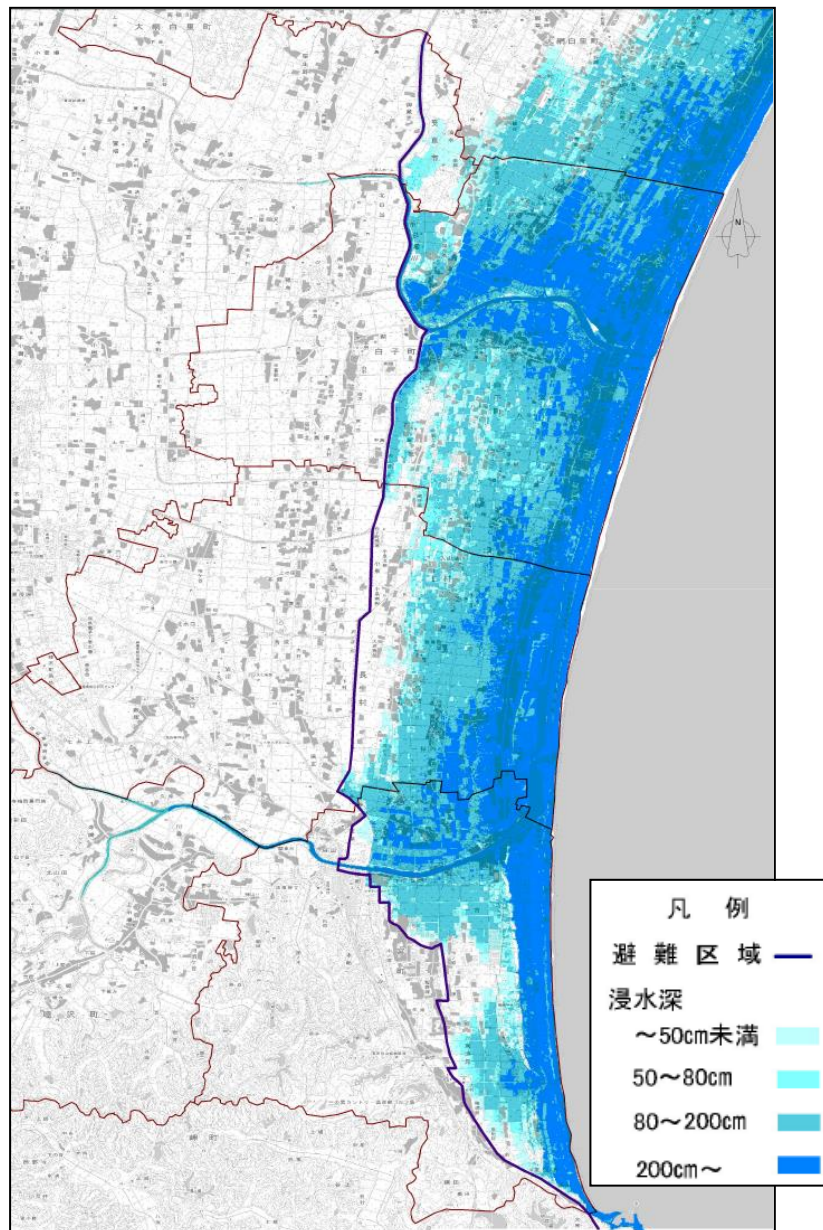


図 津波避難対象地域

表 津波避難対象地域の人口

	茂原市	一宮町	白子町	長生村	計
住 民	380 人	5,800 人	8,800 人	4,300 人	19,280 人
来遊者※	—	6,000 人	4,000 人	1,500 人	11,500 人
計	380 人	11,800 人	12,800 人	5,800 人	30,780 人

※夏季の1日の最大来遊者

(2) 津波以外の災害

津波以外の災害の避難対象地域は、災害発生後に各市町村が範囲を定めるものとする。

4 広域避難の基本行動

4.1 避難情報の伝達

大津波警報及び避難勧告・避難指示が発令された場合、避難情報の伝達は、地域防災計画に基づいて、各市町村が実施するものとする。

避難情報の伝達手段は、各市町村で定めるが、次の内容に留意して決めること。

表 避難情報の伝達における留意事項

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報・警報の発表、津波の危険、避難勧告・指示、津波浸水予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 伝達内容について、予め想定し雛型を作成しておくこと
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 津波の危険がある地域の住民か、それ以外の地域の住民か。 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民（在宅者） 園児・児童・生徒（学校、幼稚園・保育園、学童クラブ） 施設利用者、入所者、災害時要援護者（福祉施設、体育館、運動場、図書館） 勤務者（工場、事業所） 観光客（観光施設、宿泊施設、海水浴場） 旅客（駅、バスターミナル、バス停） 漁業関係者（漁協事務所、水産施設、漁船）、港湾関係者（荷積み卸し、輸送） 避難場所に避難している避難者等
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等） 津波発生後（津波予報、津波情報、被害状況等） 津波終息後（津波警報・注意報の解除、避難勧告・指示の解除等）
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> 同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFMラジオ、CATV、アマチュア無線、インターネット、携帯メール等 情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要援護者となりうる者）

4.2 津波・地震避難

大津波警報発令時の避難は、避難対象地域内の人を 30 分以内に地域外に移動させることを目指して行動する。

- (1) 一次避難エリアの避難は原則として徒歩・自転車とし、やむを得ない場合は、自動車とする。
- (2) 津波避難は、各市町村内の一次避難場所を目標地点とする。(地震による避難は、各市町村の指定避難場所とする。)
- (3) 自動車により市町村域を超えて避難する場合は、原則、一次避難エリア外とし、車両避難ができるスペースを開放し避難者を受け入れる。
- (4) 自動車避難の場合は、一次避難場所へ直行する道路(避難路)を使用するものとする。自動車避難は、道路渋滞の発生を抑制するため、できるだけ内陸の一次避難場所を目指すこととする。
- (5) 大津波警報・津波警報が解除されるまで一次避難場所で過ごしたのち、被害や交通状況に応じて順次、避難者(住民及び来遊者)が帰宅する。
- (6) 住家を失った住民は、生活の場としての二次避難場所に收容する。その場合は、広域防災対策協議会で收容先について、協議・調整を行い決定する。

※避難路、一次避難場所、二次避難場所は、資料を参照のこと。

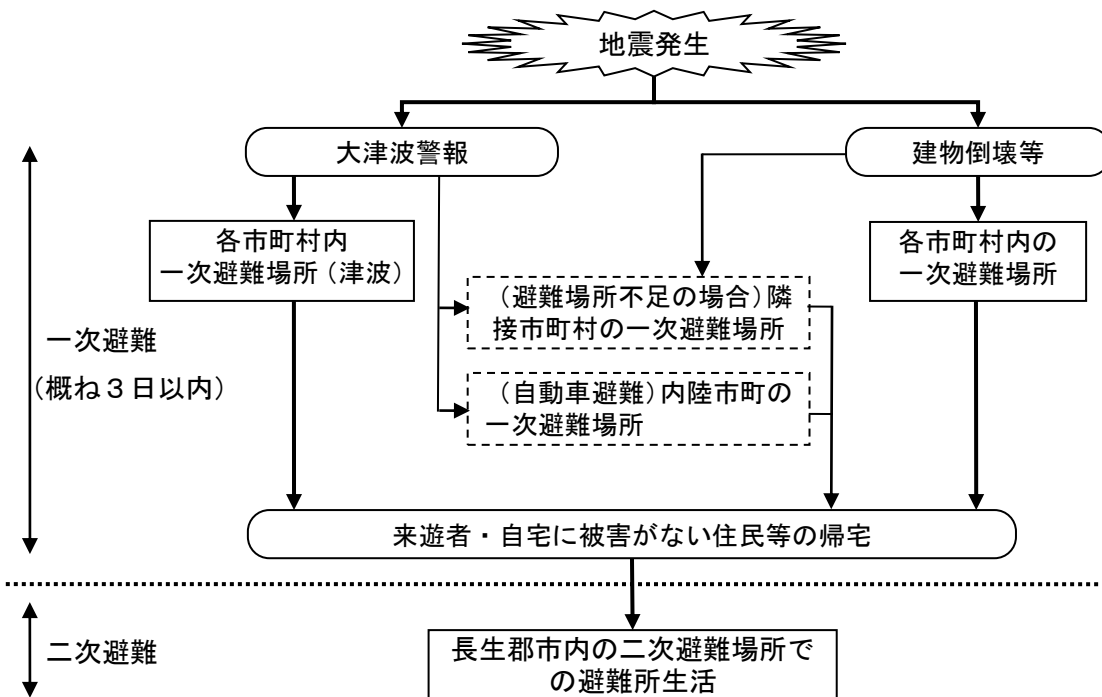


図 避難のながれ

(1) 避難の原則

避難は原則として、徒歩・自転車を原則とする。やむを得ない場合は、自動車による避難とし複数が乗車するなどの渋滞の抑制を考慮する。

本計画では、自動車による避難があることを考慮した対応を行う。

(2) 避難路

大津波警報発令時の自動車避難を考慮して、避難対象区域から一次避難場所に直行する道路を避難路として設定する。

自動車避難の場合は、道路への自動車の集中と、一次避難場所入り口等で走行速度が低下することにより渋滞が発生し、後続の自動車が停滞して逃げ切れない可能性がある。

そのため、一次避難場所への避難は、できるだけ内陸の一次避難場所を目指すことを基本とする。

なお、道路の合流点、交差点、一次避難場所への入り口付近では、渋滞を抑制するために、内陸の一次避難場所への避難を誘導するため、誘導員の配備が必要となる。

(3) 一次避難場所

一次避難場所は、避難の目標とする地点で、避難者の安全を確保し一時的に受け入れる場所である。内陸への車両避難が考えられるため、避難路の渋滞を防止するため自動車が乗り入れることができるグラウンド、空地、まとまった空地があるところとする。

なお、津波等からの安全及び交通路が確保された場合は、来遊者が長生郡市域を離れて帰宅する。さらに住家での生活が可能な長生郡市住民も帰宅するため、その時点で一次避難場所は閉鎖する。

(4) 二次避難場所

二次避難場所は、津波及び地震等により住家を失った長生郡市住民が生活をする場所である。被災した市町村の避難所で収容することが困難な場合、受入側の市町村の公共施設等を提供し、避難者を受け入れる。

その場合、広域防災対策協議会において、収容先、搬送手段、生活支援方法等について協議・調整を行い決定する。

4.3 その他災害の避難

<p>津波・地震以外の避難の場合は、要請側市町村と受入側市町村とで調整し、避難場所を決めるものとする。</p>

津波・地震以外の避難の場合は、津波避難ほどの時間的な切迫性はないため事前設定はせずに、災害発生後に要請側市町村と受入側市町村とで調整を行い、被災住民を受け入れる避難場所（二次避難場所）を指定する。

この場合、一次避難場所は設定しない。

【避難場所収容におけるスペースの考え方】

地震被害想定調査における避難者（1日後）には、一時的な断水により自宅での生活が困難となる住民が含まれている。地震・津波発生当日は、収容人員を上回る避難者が集まることが予想されるが、建物廊下部分や特別教室など提供可能なスペースを用いて収容を行う。

その後は、断水による避難者は減少するため、主に住家被災による避難者を中心に収容を行う。

5 広域避難時の対応

5.1 避難支援

広域避難が発動された場合、受入側市町村は次の支援を行うものとする。

- (1) 各市町村での情報収集
- (2) 一次避難場所の開設
- (3) 一次避難場所での避難スペースへの誘導
- (4) 交通ネックポイント、一次避難場所入口付近での誘導

大津波警報が発表された場合は、受入側市町村は、次の支援を行う。それ以外の場合も、これに準じた対応を行う。

(1) 各市町村での情報収集

津波予報区の「九十九里・外房」に大津波警報が発表された場合は、受入側市町村は、それぞれの役所に参集し、情報収集を実施する。

(2) 一次避難場所の開設

一次避難場所に指定されている施設について、要請側町村からの要請を受け、職員等の派遣や管理者への連絡を行い、施設等の開場を行う。ただし、各市町村の地域防災計画に基づき自動配備等により既に開設した場合は、要請を待たずに本計画に基づく対応を行うものとする。

(3) 一次避難場所での避難スペースへの誘導

一次避難場所に避難してきた避難者の自動車の誘導、避難者の施設への誘導を行う。

(4) 交通ネックポイント、一次避難場所入り口付近での誘導

避難路における合流地点、交差点等では、避難自動車の速度が低下して渋滞発生が予想される。また、避難対象地域に最も近い一次避難場所に入る自動車が集中した場合、後続の自動車の避難が阻害されるおそれがあるので、これらの交通ネックポイントや一次避難場所の入口付近に要員を派遣し、交通整理や内陸の一次避難場所への誘導を行う。

5.2 避難者への支援

要請側市町村は、一次避難場所及び二次避難場所に職員を派遣し、受入側市町村職員と連携して避難者の把握及び生活支援を行う。

受入側市町村は、必要に応じて次の支援を行う。

- (1) 情報の提供
- (2) 備蓄食料、資機材等の提供
- (3) 医療救護
- (4) 災害時要援護者の支援
- (5) 応急仮設住宅の用地の提供
- (6) その他

要請側市町村は、一次避難場所及び二次避難場所に職員を派遣し、受入側市町村の職員と連携して支援を行う。

受入側市町村は、避難者に対し次の支援を行う。

(1) 情報の提供

受入側市町村が把握している津波、地震等の発生状況、周辺の被害の状況、道路・交通機関に関する帰宅情報等を提供する。

(2) 備蓄食料、資機材等の提供

各市町村が備蓄している食料、飲料水及び資機材（毛布、仮設トイレ等）を提供する。

また、各市町村が締結している協定に基づき、協定先から食料、物資等を確保し、提供する。

(3) 医療救護

負傷した被災者、妊産婦、人工透析者、避難者の体調変化に対応するために、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、茂原市長生郡薬剤師会その他関係医療機関の協力を得て医療救護に対応する。

(4) 災害時要援護者の支援

一次避難場所及び二次避難場所で収容できない災害時要援護者に対し、社会福祉施設、福祉避難所への入所等の便宜を図る。

(5) 応急仮設住宅の用地の提供

応急仮設住宅の建設用地を提供する。

(6) その他

その他の支援は、「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」に準拠する。

5.3 行政機能への支援

要請側市町村は、受入側市町村の庁舎に連絡要員を派遣、常駐させ、避難者に受入についての調整を行う。

受入側市町村は、要請側市町村の庁舎機能等が失われた場合は、通信機器等の使用、災害対策本部を移設するスペースとして公共施設を提供する等の便宜を図る。

(1) 連絡要員の派遣

要請側の市町村は、受入側市町村に連絡要員を派遣、常駐させ、避難者の把握、避難者への支援について、受入側市町村と連携を図る。

(2) 通信機器等の使用

県及び防災関係機関との連絡のため、受入側市町村が有する千葉県情報ネットワーク、衛星携帯電話等の連絡手段の利用の便宜を図る。

(3) 施設の提供

大規模災害によって、要請側市町村の庁舎が被災し災害対策本部機能が失われることが想定される。そのため、受入側市町村は、要請側の災害対策本部が移設できるように、公共施設のスペースを提供するなどの便宜を図る。

6 巻末資料

6.1 長生郡市広域防災対策協議会設置に関する協議書

長生郡市広域防災対策協議会設置に関する協議書

本協議書は今後大規模な災害（地震による津波・土砂災害等）が発生した際に、長生郡市の各自治体が協力して、住民等を迅速かつ安全に避難させるとともに、被災者を受け入れるために必要な課題について検討し、長生郡市広域災害対応計画を策定するため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町（以下「7市町村」という。）は、長生郡市広域防災対策協議会の設置について別紙のとおり規約を定める。この協議会の成立を証するため、本書7通を作成し、7市町村長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月31日

千葉県茂原市道表1

茂原市長 田中 豊彦

千葉県長生郡一宮町一宮2457

一宮町長 玉川 孫一郎

千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1

睦沢町長 御園生 正美

千葉県長生郡長生村本郷1-77

長生村長 石井 俊雄

千葉県長生郡白子町関5074-2

白子町長 林 和雄

千葉県長生郡長柄町桜谷712

長柄町長 成嶋 尚武

千葉県長生郡長南町長南2110

長南町長 藤見 昌弘

6.2 長生郡市広域防災対策協議会規約

長生郡市広域防災対策協議会規約

(設置)

第1条 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町（以下「7市町村」という。）は、長生郡市広域災害対応計画を策定するため、任意協議会を置く。

(名称)

第2条 任意協議会の名称は、長生郡市広域防災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模災害（地震による津波・土砂災害等）に対し広域的な避難体制の作成
- (2) 長生郡市広域災害対応計画の検討並びに策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、7市町村の防災に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、長生郡市自治研究会会長の市町村長とする。

2 副会長は、長生郡市自治研究会事務局の市町村長とする。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 7市町村の長
- (2) 7市町村の長が定めた防災関係機関の者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状により代理を出席させることができる。

2 会議の議長は、委員の協議により、この中から選出する。

3 会議の議事は、出席した全ての委員の過半数でこれを決する。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員の出席)

第10条 会長は、必要に応じて7市町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、長生郡市自治研究会副会長の市町村に置く。

(経費の負担)

第 1 2 条 協議会の経費は、市町村均等割の負担とする。

(財務に関する事項)

第 1 3 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第 1 4 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補足)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

1 この規約は、7 市町村の長が協議して定めた日から施行する。

6.3 協議会構成市町村連絡先

市町村名	担当	所在地	連絡先
茂原市	総務課	千葉県茂原市道表 1 番地	Tel 0475-20-1519 Fax 0475-20-1602 県防 210-721
一宮町	総務課	千葉県長生郡一宮町一宮 2457 番地	Tel 0475-42-2111 Fax 0475-42-2465 県防 421-721
睦沢町	総務課	千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1	Tel 0475-44-1111 Fax 0475-44-1729 県防 422-721
白子町	総務課	千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2	Tel 0475-33-2111 Fax 0475-33-4132 県防 424-721
長柄町	総務課	千葉県長生郡長柄町桜谷 712	Tel 0475-35-2111 Fax 0475-35-4732 県防 426-721
長南町	総務課	千葉県長生郡長南町長南 2110 番地	Tel 0475-46-2111 Fax 0475-46-1214 県防 427-721
長生村	総務課	千葉県長生郡長生村本郷 1 番地 77	Tel 0475-32-2111 Fax 0475-32-1194 県防 423-721

6.4 避難施設一覧

市町村名	避難施設	所在地	利用可能延床面積(m ²)	一次避難場所		二次避難場所		市町村指定避難所(地震等)	駐車可能台数(1.5人/台)	備考
				優先箇所	収容人数(人/1.65m ²)	優先箇所	収容人数			
	東部小学校	東部台1-9-1	2,107	○	1,276	○	398	□	481	
	東郷小学校	谷本142	2,048	○	1,241	○	360	□	239	
	東中学校	東郷301	2,094	○	1,269	○	567	□	257	
	豊田小学校	長尾156	1,689	○	1,023	○	425	□	350	
	豊田福祉センター	長尾148	900	○	272	○	225	□	38	収容可能建物面積設定50%
	本納中学校	本納1623	1,637	○	992	○	406	□	523	
	豊岡小学校	弓渡255	1,483	○	898	○	361	□	428	
	豊岡福祉センター	粟生野2675-4	617	○	186	○	154	□	378	収容可能建物面積設定50%
	茂原小学校	茂原614	2,121		1,285	○	641	□		
	西小学校	茂原1229-1	1,513		916	○	329	□		
	萩原小学校	萩原町1-17	2,185		1,324	○	453	□		
	茂原中学校	高師427	2,135		1,293	○	563	□		
	鶴枝小学校	上永吉955	1,534		929	○	392	□		
	中の島小学校	中の島町451	1,731		1,049	○	416	□		
	二宮小学校	国府関1415-1	1,216		736	○	393	□		
	富士見中学校	押日1468	1,863		1,129	○	473	□		
	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘4-38	1,669		1,011	○	546	□		
	西陵中学校	緑ヶ丘1-53	1,208		732	○	468	□		
	五郷小学校	綱島1185	1,591		964	○	364	□		
	早野中学校	早野206-1	1,533		929	○	474	□		
	新治小学校	下太田150	1,145		693	○	391	□		
茂原市	中央公民館	茂原101	1,362		412	○	341	□		収容可能建物面積設定50%
	図書館	八千代2-9	2,022		245	○	202	□		収容可能建物面積設定20%
	市民センター	町保13-20	3,685		1,340	○	1,106	□		収容可能建物面積設定60%
	市民体育館	高師2165	7,658		2,320	○	2,297	□		収容可能建物面積設定60%
	東郷福祉センター	谷本1887-1	995		271	○	214	□		収容可能建物面積設定43%
	鶴枝公民館	上永吉1012	670		203	○	168	□		収容可能建物面積設定50%
	中の島幼稚園	下永吉1056-2	417		126	○	208	□		収容可能建物面積設定50%
	五郷福祉センター	綱島656	877		265	○	219	□		収容可能建物面積設定50%
	本納公民館	本納1600	1,287		390	○	322	□		収容可能建物面積設定50%
	長生高校	高師286	1,564		947	○	782	□		県施設
	茂原高校	高師1300	1,515		918	○	758	□		県施設
	茂原樟陽高校	上林283	1,438		871	○	719	□		県施設
	生涯大学校外房学園	本小轡319-1	588		356	○	294	□		
	合計		58,097		28,811		16,429		2,694	

市町村名	避難施設	所在地	利用可能延床面積(㎡)	一次避難場所		二次避難場所		市町村指定避難所(地震等)	駐車可能台数	備考
				優先箇所	収容人数(人/1.65㎡)	優先箇所	収容人数			
一宮町	一宮小学校(体育館含)	一宮3351	1,662	○	1,007	○	831	□	240	
	一宮中学校(体育館含)	一宮5052	2,480	○	1,503	○	1,240	□	540	
	GSSセンター	一宮5072	1,968	○	1,192	○	984	□	60	
	振武館	一宮3404	351	○	212	○	175	□		
	グランドビュー・一宮	東浪見60-1	872	○	528					
	綱田集会所	綱田2	739	○	447					
	一の宮カントリークラブ	東浪見3166	1,792	○	1,086					
	編照寺境内	東浪見3009	1,529	○	926					
	本給望洋公園	本給10-1	200	○	121					
	玉前神社境内	一宮3048	1,174	○	711					
	観明寺境内	一宮3316	500	○	303					
	一宮商業高校グランド	一宮3287	18,540	○	4,635					
	合計			31,807		12,671		3,230		840
睦沢町	瑞沢小学校	大上3220-1	1,887	○	1,143	○	215	□	135	
	土睦小学校	小滝450-1	2,319	○	1,405	○	294	□	349	
	睦沢中学校	上市場1500	2,396	○	1,452	○	368	□	689	
	中央公民館	上之郷1654-1		○	579			□		
	ゆうあい館	上之郷1654-1		○	353			□		
	農村環境改善センター	下之郷1666-1		○	347			□		
	睦沢町総合運動公園	上之郷1500		○	596			□		
合計			6,602		5,875		877		1,173	
白子町	関小学校(体育館含)	関3889-1	1,277	○	773	○	638	□	130	
	関ふれあいセンター	関6724-1	152	○	92	○	76	□	70	
	白子町公民館(体育館含)	関92	1,523	○	923	○	761	□	60	
	白子中学校(体育館含)	中里860	2,327					□	300	
	南白亀小学校(体育館含)	牛込12	1,091					□	120	
	白濁小学校(体育館含)	八斗470	1,569					□	150	
	南白亀ふれあいセンター	牛込553-18	152					□	40	
	白濁ふれあいセンター	中里4825	152					□	20	
	津波避難ビル(民間 29施設)			○	4,000			□		
	白子町少年野球場グランド	関7277	9,000	○	2,250			□		
合計			8,243		8,038		1,475		890	

市町村名	避難施設	所在地	利用可能延床面積(㎡)	一次避難場所		二次避難場所		市町村指定避難所(地震等)	駐車可能台数	備考
				優先箇所	収容人数(人/1.65㎡)	優先箇所	収容人数			
長柄町	長柄中学校	山根1500	2,373	○	1,438	○	384	□	200	
	日吉小学校	長富101	1,546	○	936	○	418	□	50	
	長柄町公民館(武道館含)	桜谷690	1,000	○	606	○	500	□	100	
	長柄町福祉センター	桜谷712	715	○	433	○	357	□	50	
	長柄町町民体育館	鍋谷837	660	○	400	○	330	□	10	
	合計		6,294		3,813		1,989		410	
長南町	中央公民館	長南2125	478	○	289	○	239		150	
	長南中学校	長南2060	2,008		1,216	○	374	□	1,000	
	長南小学校	長南770-1	1,338		810	○	206	□	290	
	東小学校	地引1239	1,404		850	○	192	□	350	
	西小学校	佐坪1351	1,294		784	○	297	□	290	
	合計		6,522		3,949		1,308		2,080	
長生村	長生村文化会館	岩沼2119	291	○	176	○	145	□	220	
	長生中学校(体育館含)	岩沼1634	2,145	○	1,300	○	1,072	□	600	
	八積小学校(体育館含)	金田2660	2,007	○	1,216	○	1,003	□	290	
	高根小学校(体育館含)	本郷1297	1,666	○	1,009	○	833	□	200	
	尼ヶ台総合公園	本郷5366-1	100	○	60	○	50	□	600	
	旧長生高等技術専門学校(実習棟)	金田2811	600	○	363	○	300		1,300	
	一松小学校(屋上)	一松丁573	790	○	478			□		
	保健センター	本郷1-77	200	○	121		100	□		
	福祉センター	本郷1-77	200	○	121		100	□		
	太陽の里	一松3445	-	○	500			□		
	合計		7,999		5,344		3,403		3,210	
市町村合計		一次避難場所収容可能人数 (一時(イッキ)避難場所含む)		68,501		(人)				
		二次避難場所収容可能人数		28,711		(人)				

※利用可能延床面積等の考え方

○一次避難場所は一中一夜(概ね1日)を過ごすことが可能な場所とする。延床面積には体育館・教室・ホール等を含み収容人数は、一人当たり1.65平方メートルとする。

○二次避難場所の収容人数は、1人当たり2.00平方メートルとする。(一宮町、白子町、長生村)

○二次避難場所の収容人数は、原則、各地域防災計画に基づくものとする。(茂原市、睦沢町、長柄町、長南町)

※駐車可能台数= $[(\text{敷地面積} \div 2) / (3 \times 5 \text{ m} / \text{台})]$ と想定

※備考は市町村地域防災計画の収容可能比率で計算する場合、設定率を記載する。

※県施設利用については、順次協議を行うこととする。

6.5 津波・地震避難計画（一次避難）

■大津波警報が発令された場合の津波避難を想定

【津波避難対象地域】

- 茂原市：市内の一次避難場所（津波）に避難
- 一宮町：町内の一次避難場所（津波）に避難
- 長生村：村内の一次避難場所（津波）に避難
- 白子町：町内の一次避難場所（津波）、茂原市の一次避難場所（津波）に避難

【内陸】

- 長柄町・睦沢町・長南町：町内一次避難場所の開設（避難者の受け入れ）

■地震による避難を想定

- 各市町村の一次避難施設に避難

■避難施設受け入れ状況の想定

市町村名	(A) 津波避難者	(B) 地震避難者	(C) 避難者 合計	(D) 一次避難場所 収容人数	(E) 過不足人数①	(F) 車両一次 避難者	(G) 過不足人数②	収容
茂原市	380	22,283	22,663	28,811	6,148			市内収容
長生村	5,800	1,603	7,403	5,344	-2,059	4,815	2,756	村内収容
長柄町	0	2,348	2,348	3,813	1,465			町内収容
一宮町	11,800	744	12,544	12,671	127	1,260	1,387	町内収容
睦沢町	0	2,516	2,516	5,875	3,359			町内収容
白子町	12,800	401	13,201	8,038	-5,163	390	-4,773	不足人数は茂原市に収容
長南町	0	2,911	2,911	3,949	1,038			町内収容

(A) 津波避難者：長生郡市広域災害対応計画で検討された広域災害（大津波）発災時の避難対象人口【来遊者含み】

(B) 地震避難者：地震被害による避難者予測数（東京湾北部地震）[市町村人口－津波避難者（在住者）]×[避難者（1日後）／市町村人口]

(C) 避難者合計：(A) + (B)

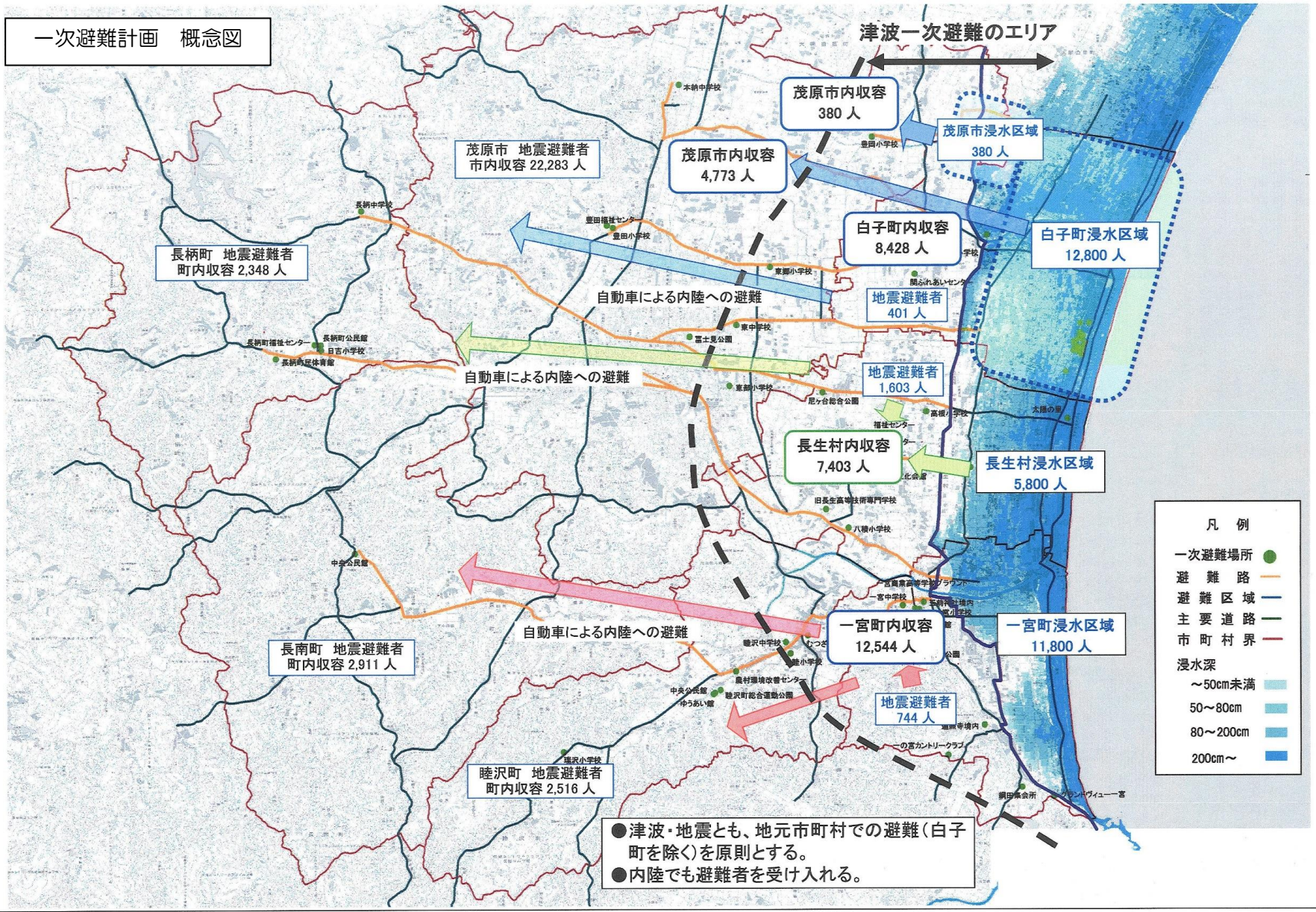
(D) 一次避難場所収容人数：各市町村の一次避難場所の人数 1人あたり 1.65㎡（消防庁基準）

(E) 過不足人数①：単独市町村では受入の出来ない避難者数

(F) 車両一次避難者：車両にて施設敷地に避難し車内における一次避難を想定【1.5人／台】

(G) 過不足人数②：単独市町村の施設・車両内でも収容できない避難者数

一次避難計画 概念図



6.6 津波・地震避難計画（二次避難）

■津波・地震により住家を失った住民の収容を想定

○一次避難の後に来遊者等が帰宅し、一次避難所に滞在している住家を失った住民を収容することを想定する。

○対象者は、津波避難対象区域の住民＋地震による建物に起因する避難者－重複とする。

○避難者の収容は、広域防災対策協議会で協議・調整して決定する。

■避難施設受け入れ状況の想定

市町村名	(A) 津波 避難者	(B) 地震 避難者	(C) 避難者合計	(D) 二次避難場 所収容人数	(E) 過不足人数	収容
茂原市	380	3,635	4,015	16,429	12,414	市内収容+長生村 1,297 人+一宮町 1,059 人+白子町 7,411 人（計 9,767 人受入）、市内施設収容率 84%
長生村	4,300	400	4,700	3,403	-1,297	茂原市へ収容、村内施設収容率 100%
長柄町	0	556	556	1,989	1,433	町内収容+一宮町 1,433 人受入、町内施設収容率 100%
一宮町	5,800	168	5,968	3,230	-2,738	茂原市・長柄町・睦沢町・長南町へ収容、町内施設収容率 100%
睦沢町	0	549	549	877	328	町内収容+一宮町 328 人受入、町内施設収容率 100%
白子町	8,800	92	8,892	1,475	-7,417	茂原市へ収容、町内施設収容率 100%
長南町	0	514	514	1,308	794	町内収容+一宮町 514 人受入、町内施設収容率 100%
長生郡市内					3,517	

(A) 津波避難者：長生郡市広域災害対応計画で検討された広域災害（大津波）発災時の避難対象人口【来遊者除く】

(B) 地震避難者：地震被害による避難者予測数（東京湾北部地震）[市町村人口－津波避難者（在住者）]×[建物被害の避難者（1日後）／市町村人口]

(C) 避難者合計：(A)＋(B)

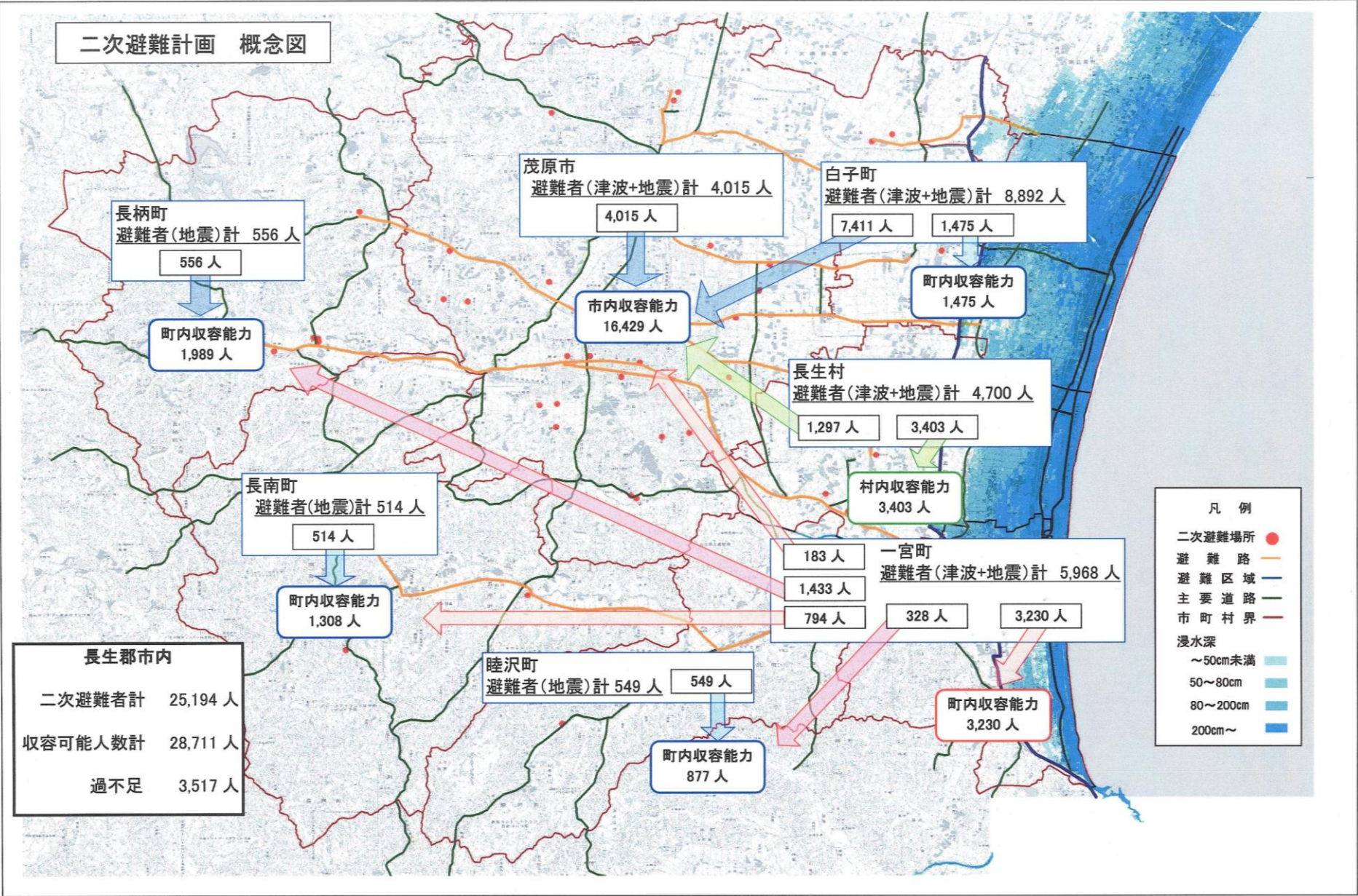
(D) 一次避難場所収容人数：各市町村の一次避難場所の人数 1人あたり 1.65 m²（消防庁基準）

(E) 過不足人数①：単独市町村では受入の出来ない避難者数

(F) 車両一次避難者：車両にて施設敷地に避難し車内における一次避難を想定【1.5人／台】

(G) 過不足人数②：単独市町村の施設・車両内でも収容できない避難者数

二次避難計画 概念図



6.8 仮設住宅用地一覽

市町村	番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	仮設住宅 建設可能 区域面積 (㎡)	建設可能 戸数(戸)	汚水等 生放流 可否	消防 水利
茂原市	1	茂原公園	茂原市高師 1325-1	市有地	2,800	28	可	有
	2	富士見公園	茂原市東郷 2078	市有地	11,870	104	否	有
長生村	3	尼ヶ台総合公園	長生村本郷 5366	村有地	12,400	124	否	有
	4	藪塚球場	長生村藪塚 771-1	村有地	9,155	91	否	有
	5	旧長生高等技術専門校	長生村金田 2811	村有地	39,000	330	否	有
長柄町	6	金谷農村公園	長柄町金谷 426-1	町有地	7,000	70	可	有
	7	多目的広場	長柄町桜谷 657-1	町有地	5,000	50	否	有
一宮町	8	東野第2公園 (仮称)	一宮町東野 27	町有地	2000	20	可	無
	9	東野第1公園 (仮称)	一宮町東野 9-1	町有地	3000	30	可	無
	10	城山公園	一宮町一宮 3412・3415・ 3416・3420・3421・3424・ 3425・3426・3427, 3460-1,2・3461-1,2	町有地	3000	30	否	無
睦沢町	11	睦沢町総合運動公園	睦沢町上之郷 1565	町有地	8,500	110	否	有
	12	睦沢町中央公民館	睦沢町上之郷 1654	町有地	1,600	28	否	有
白子町	13	白子町少年野球場グラウンド	白子町関 7277	町有地	9000	90	否	無
長南町	14	町営野球場	長南町長南 2128 番地 1	町所有	11,000	90	否	無
	15	旧坂本青年館	長南町坂本 3755 番地	町所有	1,925	19	否	有
計	15	箇所		計	127,250	1,214		

様式集

1 被害状況報告関係

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害詳細報告
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体の確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1 当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽症の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。		
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	共通	住家とは、現実に居住しているため使用している建物をいい、社会念通上の住家であるかどうかは問わない。	<p>1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</p> <p>2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害が生じた場合は「住家被害」として計上する。</p> <p>3 店舗併合用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</p>	住家被害詳細報告
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	<p>1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p> <p>3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。</p> <p>(1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。</p> <p>(2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。</p>	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		
	一部損傷	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等での公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	社会福祉施設被害詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅のその店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告
り災世帯	り災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住宅被害詳細報告
	り災者	り災世帯の構成員とする。		
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2 道路冠水は被害に含めないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。		
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各 1 箇所として被害に計上する。	鉄道被害詳細報告
被害船舶	ろ・かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告	

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害 詳細報告
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告 (市町村、県水道)
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害には含めない。	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて動作し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	ガス被害詳細報告
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他の被害詳細報告
	田の流失 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		その他の被害詳細報告
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。		
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		
	畑の冠水			
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。			

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。		
	公立文教施設	公立の文教施設とする。		
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所の災害復旧工事の事業費が 40 万円未満のものは加算しない。）	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の 1 箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては 120 万円に、市町村に係るものにあつては 60 万円に満たないものは加算しない。）	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <p>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</p> <p>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。(最新人数を継続報告。)</p> <p>3 また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</p>	<p>確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。</p>	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <p>1 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。</p> <p>2 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。(最新人数を継続報告。)</p> <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	<p>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。</p>		

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
避難等	共通	避難の種別ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		避難状況詳細報告
	指示	災害対策基本法第 60 条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	勧告	災害対策基本法第 60 条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。（上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む）	気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初の勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	
避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告	
災害救助法	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。			

災害緊急報告 [市町村]

第 報

月 日 時 分現在

災害種類		報告期間	
覚知日時	月 日 時 分覚知	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況

庁舎での執務	可 不可	備考	
防災無線使用	可 不可	電気	通常電源・非常電源・その他 []

災害規模概況（人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること）

死傷者	<input type="checkbox"/> 死者（ ）人 <input type="checkbox"/> 行方不明者（ ）人 <input type="checkbox"/> 負傷者（ ）人
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊（ ）棟 <input type="checkbox"/> 半壊（ ）棟 <input type="checkbox"/> 床上浸水（ ）棟

【判明事項】 火災発生： 有 無、延焼(可能性)： 有 無、津波の発生： 有 無

応急対策の状況（当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること）

消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況			
県、他の市町村等への応援要請	未	済	要請内容
			区域
自衛隊への災害派遣要請	未	済	要請内容
			区域
ボランティアセンター設置状況	有	無	
ボランティアの活動状況			
その他関連事項			

措置情報

災害対策本部設置（本部設置前名称： ）

設置日時	月 日 時 分	出勤人員	消防職員延べ 人	消防団員延べ 人
------	---------	------	----------	----------

津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等（ 時 分）、広報車（ 台） ②沿岸パトロール：市町村車両（ 台）、消防関係車両（ 台）
----------	---

避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難	理由	
	避難日時	月 日 時 分	避難先	
	避難地区名		世帯数	（ 人）
	警戒区域の設定区名		避難所	箇所設置、 世帯 人収容
	避難所状況			

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

災害総括報告（その 1）

月 日 時 分現在

災害名	報告機関	
	報告者	
報告の種類	定時報告	確定時報告

人的被害は様式 5 - 1、住家被害は様式 5 - 2、
がけくずれ被害は様式 1 1 を添付して下さい。

被害情報						
区分			被害			
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	重傷者	人				
	軽傷者	人				
住家被害	全壊 (うち全焼)	棟	()			
		世帯	()			
		人	()			
	半壊 (うち半焼)	棟	()			
		世帯	()			
		人	()			
	一部損壊 (うち一部焼損)	棟	()			
		世帯	()			
	床上浸水	棟	()			
		世帯	()			
		人	()			
	床下浸水	棟	()			
世帯		()				
人		()				
非住家	公共建物	全壊	棟			
		半壊	棟			
	その他	全壊	棟			
		半壊	棟			
り災世帯数		世帯				
り災人員		人				
その他の被害	文教施設	箇所				
		内訳	国立			
			県立			
			市町村立			
	私立					
	病院	箇所				
		内訳	国立			
			県立			
			市町村立			
			私立			
火災発生			建物	件		
			危険物	件		
			その他	件		

措置情報					
本部設置前の体制 (名称)			災害対策本部設置		
設置日時	月 日 時 分		設置日時	月 日 時 分	
廃止日時	月 日 時 分		廃止日時	月 日 時 分	
配備人員	人		配備人員	人	
活動人員	消防職員 延べ 人		消防防団員 延べ 人		
避難の種別	避難地区数		避難の日時	避難世帯数	避難人数
指示	地区		月 日 時 分	世帯	人
勧告	地区		月 日 時 分	世帯	人
自主避難	地区		月 日 時 分	世帯	人
警戒区域の設定	有・無				
避難所 開設数	箇所		現収容世帯・人数	世帯	人
災害救助法適用	適用日時		月 日 時 分		

災害総括報告（その2）

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種類		定時報告		確定時報告
-------	--	------	--	-------

区分		被害額		被害の内訳等	
公共施設被害額	公立文教施設		千円	国立分	
				県立分	
				市町村立分	
	農林水産産業施設		千円	国管理分	
				県管理分	
			市町村管理分		
	公共土木施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	その他公共施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	小計		千円		
産業別被害額	農産被害		千円		
	林産被害		千円		
	畜産被害		千円		
	水産被害		千円		
	商工被害		千円		
	その他		千円		
	小計		千円		
被害総額			千円		

備考

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

避難状況詳細報告

月 日 時 分現在

災害名											
報告機関						報告者	TEL				

整理 番号	避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避難の状況			避難の理由	避難先	帰宅日時	避難した 世帯数・ 人員数	通信欄
	種別	勧告指示 日時	有・無	設定日時	地区名	避難日時	世帯・人員					
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	

様式 4

第 _____ 報

避難所・救護所開設状況報告

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	避難所					
	名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

整理番号	救護所					
	名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

人的被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理 番号	被災者				被災の概要				通信欄
	氏名	住所	年齢	性別	被災の 程度	被災日時	被災場所	原因	
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			
				男 女		月 日 時 分			

(注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・・として報告すること。
 2 「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

様式5-2

住家被害詳細報告

第 _____ 報告

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理	被災世帯				被災の概要			通信欄 [避難、応急措置等の状況]
	世帯主	住所	年齢	り災 人員	種別	被災日時	原因	
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		
						月 日 時 分		

(注意) 1 項目全てが判明しない場合でも、判明したものから順次、「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。
 2 被災の概要の「種別」は、「全壊」・「全焼」・「半壊」・「半焼」・「一部破損」・「床上浸水」・「床下浸水」の別を記載する。(被害の認定基準参照)

様式 7

文教施設被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名	報告機関	報告者	TEL

No.	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	

※学校種別：①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨特別支援学校

様式 9-2

公共土木施設被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

施設区分	
------	--

番号	施設名	位置		被害延長 及び 右・左岸	被災状況		交通規制状況				備考	
		市町村	大字		被災施設	被災状況	規制内容	規制開始日時	解除予定日時	規制解除日時		

[記載上の留意事項]

- 1 本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
- 2 本報告、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
- 3 「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
- 4 「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
- 5 「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
- 6 「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

様式 14

鉄道被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

整理 番号	線路名	区分	区間	始点 終点	期間	原因	運休本数	影響人員	通信欄 (復旧見通し等)
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				
		不通 徐行運転			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分				

水道被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

整理番号	事業体名	被災地域	断水期間	断水戸数	被災施設	応急措置等の状況 (応急給水所)	復旧見通	通信欄
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	
			月 日 月 日 時 分 ~ 時 分	戸			月 日 時 分	

様式 16

電気被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

整理番号	被災地域	停電戸数	停電期間	原因	復旧見通	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		

様式 17

電話被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

整理番号	被災地域	り障回線数	り障期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		回線	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		

様式 18

ガス被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

整理番号	被災地域	供給停止戸数	供給停止期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 ~ 月 日 時 分 ~ 時 分		月 日 時 分		

様式 19

社会福祉施設被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

No.	施設種別	施設名	所在地	建物被害				人の被害				応急対策状況、 復旧見込等	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

様式 20

その他被害詳細報告

第 _____ 報

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名		報告機関	TEL
		報告者	

No.	施設名	所在地	発生日時 月時 日分	被害の状況 (棟)				人的被害 (人)				応急対策の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷	軽傷		
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										
			月時 日分										

様式 2 1

※地震災害時のみ

火災発生状況報告

第 報

月 日 時 分現在

災害名	報告機関	TEL
	報告者	

整理番号	出火場所	出火日時 月 時 日 分	鎮火日時 月 時 日 分	出火原因	人的被害				焼損物件	程度	焼損面積 m ²	延焼の状況
					死者 名	行方不明 名	重傷 名	軽傷 名				
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	
		月 時 日 分	月 時 日 分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	m ²	

通信欄

--

2 自衛隊災害派遣要請関係

2-1

災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

長生村長

㊞

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2-2

災害派遣部隊撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

長生村長

㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付で 号で依頼したことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項